

特277

976

第七十三回帝國議會報告書

特277-976

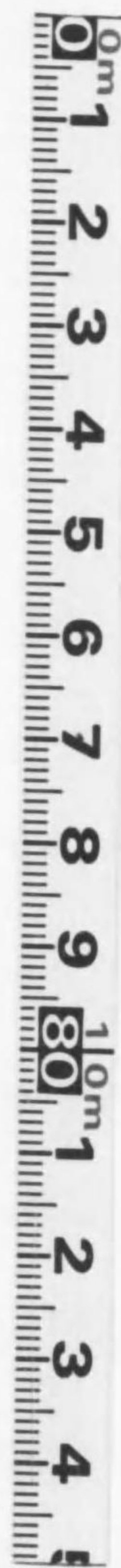


*76W10917 *



衆議院議員 增永元也

(以印刷代)



始



第七十三回帝國議會報告書 目次

第一章 序論

第二章 憲法發布五十年祝典並に祝賀上奏文

第三章 財政及經濟問題

第一節 豫算

第二節 承諾を求むる件

第三節 公債關係諸法案

第四節 租稅關係諸法案

第五節 豫算關係法案

第六節 決算

第七節 國有財產調

第四章 農村及產業問題

第一節 通過農村關係諸法案と今後の

第二章 農村對策 產業問題

第五章 外交及拓殖問題

第六章 內政及社會問題

第一節 內政問題

第二節 社會立法

第七章 法律案・決議案その他

第一節 法律案

第二節 決議案

第三節 上奏案その他

第八章 結論

76W10917



上野乙印
圖書

第七十三回帝國議會報告書

第一章 序論

昨夏事變勃發以來半歲、皇軍連戰連勝し、國都南京を陥れりと共に、北支の政情は略ぼ安定して、臨時政權の成立を見るに至つた。此の未曾有の歴史的戦果を收めたることによつて、將兵の士氣愈々旺んに、國民の意氣亦大いに揚り、防共、東亞安定、世界人類の福祉への貢獻といふ民族的使命への自覺と情熱とが、全國民の間に沸然として高揚された。然し乍ら、同時に國民はその使命の愈々重く、その前途の愈々遠きことを自覺し、民心は極度の緊張を示しつゝあつた。従つて成立以來最初の通常議會に臨まんとする近衛内閣の施政に對しても、政黨の出身、進退に關しても、多大の關心を以て之を凝視してゐた。實に今日の時局は、我國家にとりて、一大飛躍を爲すべき、千載の好機であると共に、内外極めて多事多難なる一大危機でもある。即ち外は百萬の大兵を送つて事を異域に構へ、内は之に伴ふ軍需資材の充足、統後社會の諸問題、財政上、經濟上の重大なる負荷等の難問題がある。加之複雑微妙なる

第七十三回帝國議會報告書

國際情勢より、何時如何なる事端の勃發を見るやも知れざる状態に置かれてゐたのである。

然も政府は稍もすれば一貫したる主義方針を欠き爲めに國民の現實の生活、感情と乖離したる、獨善的官僚主義の横行となり、國民は政治の歸趨を察知するに苦しみ他方狂燥的革新論者等は何等具體的の政策を示さず、漫然政治的經濟的の既成勢力排撃を叫び、過激なる直接行動に出でんとするものさへあり、爲めに人心をして甚しき不安に陥らしめてゐたのである。

即ち内外の時局に加ふるに、國內に低流する人心の不安と云つた客觀的情勢下に第七十三議會は休會明けとなつたのである。吾黨は戰時産業諸政策に關しても、統後の社會諸施設に對しても、大陸經營方策に關しても、豫て積極進取の方針を高調し來つた見地より、昨夏の特別、臨時兩議會以來の近衛内閣の施政に關しては尙ほ憚らざるもの、少しとせなかつたが、寸隙もなき學國一致の體制を必要とする現下の時局柄に鑑み、努めて冷靜慎重の態度を持し、能ふ限り現内閣を支持して時難克服に當らしめんとの方針を

以てこの休會明けを迎へたのである。かくて愈々議會に臨むに先つて一月廿一日今議會に對する態度決定の爲め本部に大會を開き宣言、決議を可決し、對議會の根本態度を決定したが、當日代行委員より議會に臨むべき黨の方針に關して左の如き指示を與ふところあつた。

總裁代行委員演說

抑々今次の支那事變は單に我國の正當防衛の爲めのみならず、世界共通の公敵たる共產モンテルンの進軍を防止し、亞細亞に於ける文明と資源とを、亞細亞自らの手に於て復興し、東亞永遠の平和を確立して、世界人類の福祉に貢獻せんとする聖戰であります。從て我國は此の公明にして遠大なる目的の前には、如何なる犠牲を拂ふことも辭せず、萬年不動の大計を、建立せんとすの不拔の信念に燃えて居るのであります。實に是れ建國の理想たる八紘一宇の精神の發露で、是れを古今に通じて謬らず、是れを中外に施して悖らざる聖訓の實行であります。

此の遠大なる聖業を成就するは、決して容易の事ではありません。國民全體が一心同體となりて、國家の目的に合致し精神的にも物質的にも一連の珠となり、國民各層の職務の分擔が、整然たる綜合的大系を爲すの必要があります。從て國防、外交、經濟、産業、教育並に社會施設が、凡て一貫の目的の下に行動し、一定の針路に進まねばなりません。思ふに政府の財政政策と言ひ、經濟方針と云ひ、産業工作

と云ひ、屯角に區々たる事務的手段に因はれて其核心を把握せず、動もすれば非常時局對應の根本的方策を害ふの憾があります。今や新興政權と協力して速かに更生支那を建設し、以て東亞の經綸に當らんとする我國は、須らく大局に着眼して牢固不拔の指導原理を確立するの必要があります。外交に至つては其の任務更に重大である。殊に支那と我國とは唇齒輔車の關係を有し、東亞の興廢に關しては共同の責任に在るのである。須らく此の機會を以て追隨外交の宿弊を清算し、獨伊の兩盟邦と一層緊密の連絡を取ると共に、其他の諸國をして我國に對する認識を是正し、以て東亞安定勢力たる不動の地位を承認せしむべきであります。

戦死者の遺家族の救護、並に傷病兵の生活保障に關する對策は、是れ實に國家に捧げたる尊き犠牲に對する道義的責任である。政府に於ては急速に完全の方策を立て、悔を後年に殘さぬ準備が肝心であります。然れども之は單に政府にのみ委れて満足すべきではない、國民相互の間に於ても、隣保共助の精神を徹底し分に應じて之を助け、我國の淳風美俗を強化し且つ尊敬すべき勇士諸君をして、永久的存在として其名譽を保持せしむることは、最も必要なる措置であります。

諸君、政黨は國民を基礎として結成され、常に國民との連絡が密接であります。舉國一體となつて非常時局を擔當すべき今日に於ては、政黨は自らの責任として之に任ずるの覚悟があります。恰かも本年は憲法發布五十年の嘉辰に當ります。此の長年月間に於ける政黨の國家に對する努力と功績とは、決して尠少でないであります。此時に當つて皇威を伸

張し、國運を恢弘し、東亞經綸の大業に進出することは無言の啓示であると存じます。今より四十年前、我黨の創立者伊藤公が自ら筆を執りて起草せられたる我黨の綱領の中には、『余等同志は維新中興の宏業を遵奉し、之を翼賛して以て國運を進め、文明を扶植することを勉むべし』とあります。現在我國が當りつゝある東亞復興の聖業は、即ち實に是れであると存じます。私は綱領を實行することが、我黨に課せられたる偉大なる國家的使命と信じます。

吾々は、實に右の演說に示されたる如き時局に對する認識の下に、且吾黨立憲の綱領に盛り込まれたる傳統的信念を以て、此の歴史的時代の中樞に立ち、波瀾動搖の時局に、毅然として一世を指導する中心勢力たらんとするの自負と確信に燃えて、今議會に臨んだのである。

第二章 憲法發布五十年祝典並に祝賀上奏文

憲法發布五十年祝賀式典は、二月十一日の建國の佳き日を卜し、政府並に貴衆兩院主催の下に、白聖の帝國議事堂に於て盛大に舉行せられた。この日長くも、天皇陛下にお

かせられては秩父宮殿下を御名代として御差遣遊ばされ、左の如き優渥なる勅語を賜つた。全國より集へる朝野の參列員千四百名は元より、國民舉つて恐懼感激に堪えず、靜かに五十年の往時を偲んで國威伸暢の半世紀を顧ると共に新らたなる國民的決意を固めたのであつた。

勅語

朕惟フニ皇祖考夙ニ大憲ヲ制定シ勵精治ヲ圖リタマヒ民情以テ暢達シ國運以テ興隆シ茲ニ五十年ニ及ヘリ今ヤ希有ノ時局ニ際會セリ朕カ忠良ナル臣民宜シク憲章ヲ奉遵シテ愆ラス至公無私唯國家ヲ是レ念ヒ舉國一體億兆一心日ニ新ニスルノ氣運ヲ振興シ日ニ進ムノ事勞ヲ振作シ朕ヲシテ皇祖考丕顯ノ遠猷ヲ對揚シ以テ丕承ノ美ヲ濟スコトヲ得シメヨ

依つて衆議院に於てはこの日總員表敬裡に左の如き祝賀上奏文を決議した。(尙ほ當日は長くも恩赦の大詔が渙發せられ、減刑、復權令が公布された。)

祝賀上奏文

衆議院議長 小山松壽誠恐謹言

明治天皇陛下ニ奏ス伏シテ惟ルニ

本ヲ啓カセテ繼テ帝國憲法ヲ宣布シ永遠ニ循行スル所

ヲ示サセ給ヘリ爾來臣民大政ヲ翼賛スルヲ得テ上下同心

朝野一致國運ノ隆昌ニ是レ歸ム

先帝是ヲ遺述シ給ヒ庶績洽ク學リ綱維大ニ張ル

陛下乃チ之ヲ紹恢シ給ヒテ典禮文物ノ美斐然章ヲ成シ百工

技藝ノ盛瓌乎光ヲ放チ文化日ニ就リ産業月ニ將

皇德四表ヲ覆被シ國勢八極ニ溥暢ス而シテ今ヤ隣邦濫ニ

事ヲ構フト雖天戈麾ク所黎庶歸寧シ咸明德ヲ明ニセムコ

トヲ希フ是レ偏ニ

聖德ノ然ラシムル所厚載ノ仁普覃ノ惠何モノカ之ニ過キム

臣等

聖代ニ遭逢シ議政ノ府ニ位列スルノ榮ヲ辱クス洵ニ感荷歡

抃ニ勝フルナシ迺チ惟塞々匪躬誠ヲ效シ力ヲ竭シテ憲政

有終ノ美ヲ濟シ以テ

天恩ノ萬一ニ酬イ奉ラムコトヲ庶幾ス茲ニ本日ノ佳辰ヲト

シ憲法發布五十年祝賀ノ式典ヲ舉ケ度ミテ表ヲ捧ケ恭シ

寶祚ノ無疆

聖壽ノ萬歳ヲ祈リ奉ル臣松壽誠恐謹言

第三章 財政及經濟

問題

第一節 豫算

今期議會に提出せられたる豫算案は

一、昭和十三年度歳入歳出總豫算案並に昭和十三年度各特別會計歳入歳出豫算案

二、(臨時第一號) 臨時軍事費豫算追加案

三、(第一號) 昭和十三年度歳入歳出總豫算追加案

四、(第二號) 昭和十三年度歳入歳出總豫算追加案

五、(第三號) 昭和十三年度歳入歳出總豫算追加案

六、(特第一號) 昭和十三年各特別會計歳入歳出豫算追加案

七、(特第二號) 昭和十三年度各特別會計歳入歳出豫算追加案

八、豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件

九、(追第一號) 同右

十、(追第二號) 同右

十一、(追第三號) 同右

の昭和十三年度豫算各案及左記昭和十二年追加豫算三案

十二、(第一號) 昭和十二年歳入歳出總豫算追加案

十三、(第二號) 昭和十二年歳入歳出總豫算追加案

十四、(特第一號) 昭和十二年各特別會計歳入歳出豫算追加案

を數え實に豫算案十件豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要する件四件の多きに及んだ。先づ此等諸案件を案

件別に略述し、次で簡単に論評することとするが便宜上

昭和十二年追加豫算案から初めることとする。

一、(第一號) 昭和十二年歳入歳出總豫算追加案

昭和十二年に於ける軍事扶助費當初の豫算額は三百八

十四萬餘圓であつたが、今次事變の勃發と共に應召軍人の

増加に伴ひ扶助を要するもの激増したる爲、曩に第七十二

議會に於て千五百萬圓の増加を協賛したが、なほ不足を生

じたので第一豫備金より五百萬圓を支出し、更に今議會に

千五百二十萬圓の追加増額を計上提案したもので、同年度

の軍事扶助費總額は、斯て三千九百四萬餘圓に達し、之に依

りて出動軍人遺家族の扶助に遺憾なきを期することとなつた

本追加歳出豫算の財源は昭和十二年豫算實行上の歳出

の節約に因りて生じたる餘裕金を以て充當せられたので、

別に歳入豫算の追加計上を見なかつた。

二、(第二號) 昭和十二年歳入歳出總豫算追加案

昭和十二年歳入歳出總豫算追加第二號は歳入六百十九

萬餘圓、歳出二千八百八十萬餘圓であつて差引歳入不足千五

百六十萬餘圓である。此歳入不足額は昭和十二年豫算實行

上行へる歳出節約に依る財源餘裕額の内より充當せら

れる。歳入豫算の重なるものは刑務所收入の増加四百三十

餘萬圓、專賣局益金の増加百十餘萬圓等である。

歳出は經常部千二十九萬餘圓、臨時部千五百五十萬餘圓で

其重要なるものは北支事件費の増加四百十餘萬圓、内國稅

拂戻金の増加三百萬圓、刑務所軍器作業施行等に關する

經費の増加二百七十餘萬圓、警察費運帶支辨金の増加二百

三十萬圓、検丁及び新兵旅費の増加百四十餘萬圓、中國地

方其他各地災害復舊及應急施設費百十餘萬圓、臨時軍事費

特別會計へ繰入百十餘萬圓、北支領事館警察に要する經費

の増加九十餘萬圓、青年移民に關する經費六十餘萬圓、馬

の生産増加施設に關する經費の増加五十餘萬圓、農山漁村

應急施設に關する五十餘萬圓等である。

三、(特第一號) 昭和十二年各特別會計歳入歳出豫算追加案

對外文化事業十五萬圓、關東局三萬餘圓、海軍工廠二

なつてゐる。此歳入經常部の増加は大體に於て租稅收入、印紙收入、官業及官有財産收入の増加であつて、此内租稅收入の増加は一億七千二百七十萬餘圓であり主として經濟界の好況に因る自然増収に基く見込である。臨時部普通歳入の減少は主として特別會計より一般會計への繰入六千百十九萬圓の減少に因るもので、是は本年度は南洋羣島を除く外地、特別會計並に帝國鐵道、通信事業の兩特別會計より臨時軍事費特別會計へ財源を繰入ることにしたためである。

歳出豫算中經常部は十六億四千五百三十三萬餘圓で、前年度に比し一億三千七百二十五萬餘圓の増加となつてゐるが、臨時部は十二億二千七百二十六萬圓で二億一千四百四十四萬餘圓を減少してゐる。軍備の充實につき既定計畫の遂行を期すると共に緊急已むを得ざる新規計畫に要する費用をも計上したのであるが、出征部隊の諸費用が臨時軍事費特別會計で支辨せられる結果、内地に於て一般會計よりの支拂減少となつたのである。

陸海兩省以外の施設に要する經費として、軍事扶助費の増加、軍事援護事業の充實に要する經費等五千六百餘萬圓を新規計上し、其他防空、農産資源開發、輸出増進、液體燃料、技術員養成、民間航空等、時局關係の經費が計上してあり、又事變に伴ふ豫算超過及び豫算外支出の必要

に應ずる等のため國庫豫備金を三千七百萬圓だけ増加してある。而して右以外一般の新規經費は計上を見合せ又既定經費に付、一億四千餘萬圓の節減繰延を行ふこととなつた。

昭和十三年度豫算による歳入の不足は公債財源に依ることとし、總額六億九千四百十六萬餘圓である。前年度に比すれば一億三千三百二十三萬餘圓の減少となるが、朝鮮總督府、帝國鐵道、通信事業の各特別會計に於て、發行豫定の公債合計一億六千六百餘萬圓を加ふる時は其總額は八億六千餘萬圓となり、従つて之を前年度改算豫算上の公債發行豫算額に比較すれば一億九百餘萬圓を減少したこととなる、各特別會計に就ては取り立て、書く程のことが無い。

五、(臨時第一號)臨時軍事費豫算追加案

支那事變に關する經費として追加提案せられたもので、歳入四十八億八千六百五十九萬餘圓、歳出四十八億五千萬圓である。

歳入の内公債財源に依るもの四十四億五千三百四十八萬餘圓、公債金以外のもの四億三千三百十萬餘圓、この内譯の大體を舉ぐれば、第一は一般會計よりの繰入金三億千八百三十萬餘圓で、今次の増稅及び煙草値上に因る増収額の繰入金である。第二は各特別會計よりの繰入金で(一)通信事

業千六百萬圓、(二)帝國鐵道四千萬圓、(三)關東局四百二十餘萬圓、(四)朝鮮總督府二千六百四十餘萬圓、(五)臺灣總督府千三百八十餘萬圓、(六)樺太廳二百六十餘萬圓、合計一億三千十餘萬圓で、今次の増稅及び煙草値上げによる増収額の一部を繰入るものである。

○杉山國務大臣

支那事變勃發以來既ニ議會ニ於テ協賛ヲ得マシテ支出スルコトトナツテ居リマス陸軍臨時軍事費總額ハ二十億二千一百一十九萬九千二百七十圓デアリマスガ、今日之ガ追加ト致シマシテ三十二億五千七百萬圓ノ豫算ヲ要求シテ居ル次第デアリマス。(中略)其積算ノ概要ヲ述ベマスレバ、一、遣外部隊並ニ之ニ應ズル内地補充留守部隊ノ概ネ一ヶ年分ノ一般維持費並ニ戰爭遂行ニ必要ナル人馬兵器彈藥等ノ消耗補充ニ要スル經費、二、事變ノ長期的態勢ニ應ズル爲メ戦力ノ強化並ニ之ニ伴フ一部遣外部隊ノ交代整理ヲ行フ爲メノ經費、三、今後ノ作戦ヲ考慮シ、從來非準備ノ儘來リシ作戦資材中、目下ノ狀勢ニ應ジ緊急不可缺トスルモノノ準備ニ要スル經費

四、航空要員ノ補充其他航空戦力充實ニ要スル經費、五、還送患者ノ救療施設擴充ニ要スル經費、六、戰傷病死者ニ對スル特別賜金、七、占據地域ニ於ケル主要鐵道ノ新管理、經營機關成立迄ノ復舊、管理、運営ニ要スル經費、八、造兵設備ノ増強及ビ戰備材料整備ニ要スル經費、等ヨリ成立ツテ居ルデアリマス。(中略)何卒速カニ御審議ノ上御協賛アラントラ希望致シマス。

○米内國務大臣 只今議題トナツテ居リマス海軍臨時軍事費ノ追加豫算ハ十億四千三百萬圓デアリマシテ、(中略)其事項ノ主ナルモノヲ申上ゲマスレバ、支那各方面ニ派遣ノ艦船航空隊、陸戰隊、特設部隊等ニ要スル人件費並ニ軍需品、即チ兵器、彈藥、被服、糧食、需品、燃料、港用品等ノ調達ニ要スル經費、航空、通信、工作、補給等各種施設ノ急速整備ニ要スル經費、徵備船隻、應召員ニ要スル經費、各種戰時給與、戦死者ニ要スル各種賜金、手當金等ニ亙ツテ居ルデアリマス。其詳細ナル内容ハ、高度ノ機密ヲ要スルモノガアリマスノア、茲ニ之ヲ申上ゲルコトノ出来マセンノハ甚ダ遺憾デアリマス、此點悉シカラズ御諒承ヲ願ヒタイト存ジマス何卒御審議ノ上速カニ御協賛アラントラ希望致シマス。

今、參考の爲臨時軍事費特別會計歳入歳出豫算を一表に取纏め、且一般會計より移し替へ整理せらるべき額を加へて茲に掲記す。

臨事軍事費特別會計歲入歲出豫算額表(單位千圓)

區分	第七十二議會成		第七十三議會追加豫算額		合計	一般會計ヨリ移シ 整理セラルヘキ額	改	合計
	立當初豫算額	加豫算額	合計	合計				
歳入								
公債	三,〇三三,七三二	四,四三三,四九八	七,四六七,二三〇	四,〇一三,一八五	六,八七〇,〇四六			
借入金	—	—	—	—	—			
他會計ヨリ繰入	—	—	—	—	—			
北支事件特別稅	—	—	—	—	—			
軍事費 納金	—	—	—	—	—			
計	三,〇三三,七三二	四,四三三,四九八	七,四六七,二三〇	四,〇一三,一八五	六,八七〇,〇四六			
歳出								
陸軍臨時軍事費	一,四三三,七三三	三,一五七,〇〇〇	四,五九〇,七三三	三,〇三三,一〇八	六,八七〇,〇四六			
海軍臨時軍事費	三,〇三三,七三三	一,〇三三,〇〇〇	四,〇六六,七三三	一,〇三三,〇〇〇	五,〇九九,七三三			
豫備金	—	—	—	—	—			
計	三,〇三三,七三三	四,一九〇,〇〇〇	七,二二三,七三三	四,〇六六,一〇八	六,八七〇,〇四六			
差引歳入超過	—	—	—	—	—			
備考	一、前掲歳入超過額ハ借入金實行見合セニ依ル財源缺陥補填ニ充當スルモノトス。二、歳入豫算額中増稅(北支事件特別稅及專賣益金等ヲ含ム)ニ依ル繰入額ハ四一、二二三、〇八六圓ナリ。三、昭和十三年四月一日ニ於ケル本會計分公債ノ未發行額ハ(額面)五、三八二、二九〇、〇九二圓ナリ。							

六、(第一號)昭和十三年度歳入歳出總豫算追加案並昭和十三年度各特別會計歳入歳出豫算追加案

追加豫算兩案は前記臨時軍事費追加臨時第一號に直接關

七、(第二號)昭和十三年度歳入歳出總豫算追加案

昭和十三年度歳入歳出總豫算追加第二號は歳入歳出共に一億七千餘萬圓である。歳入豫算は經常部千五百六十七萬餘圓、臨時部一億五千五百三十三萬餘圓であつて、其内譯は普通歳入に於ては印紙收入の増加二十餘萬圓、森林收入の増加四百九十餘萬圓、印刷局益金の増加三十餘萬圓、刑務所收入の増加千餘萬圓、雜收入の増加百五十餘萬圓、合計千七百餘萬圓であり、公債金に於ては道路公債百二十餘萬圓、補填公債一億五千三百八十一萬餘圓である。歳出豫算は經常部五千五百十九萬餘圓、臨時部一億一千五百八十餘萬圓であつて、其主要なるものを挙げれば、支那事變費千三百七十餘萬圓、石油消費規定實施費二百二十餘萬圓、物價調整及貯蓄獎勵費百三十餘萬圓、氣象觀測施設の整備充實費四百餘萬圓、刑務所軍需作業施行費等の増加六百九十餘萬圓、バルブ資材の増産並に造林費等六百餘萬圓、災害其他施設費の増四百餘萬圓、農山漁村應急施設費三百四十餘萬圓、中小工業の戰時工業轉換費百六十餘萬圓、支那事變に伴ふ年金の増加二百三十餘萬圓、恩給の増加四百五十餘萬圓、航空經費の増加二百二十餘萬圓、青年移民費五百五十餘萬圓、第二豫備金の増加二千餘萬圓等である。

次に特第一號昭和十三年度各特別會計歳入歳出豫算追加案は專賣局、國債整理基金、公債金、關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳及び其他陸海軍の作業會計等の各特別會計に關するものである。右の内外地特別會計に屬するものは何れも内地に順應して實施する臨時増稅並に負擔輕減等に關する臨時措置等に伴ふ歳入の増減及び是が徵稅費並に臨時軍事費特別會計へ繰入の増加等に關するものである。又各外地特別會計の繰入金は臨時増稅及び煙草値上に依る歳入の増加額より徵稅費等を控除したるもの、八割を繰入れんとするものであつて、其金額は關東局七十餘萬圓、朝鮮總督府八百九十餘萬圓、臺灣總督府二百八十餘萬圓、樺太廳三十餘萬圓、計千二百八十餘萬圓である。

八、(第三號)昭和十三年度歳入歳出總豫算追加案

第七十三回帝國議會報告書

第三號昭和十三年度歳入歳出總豫算追加案は歳入歳出共に八千九百二十二萬餘圓であつて、之が歳入豫算の内譯は經常部八十四萬餘圓、臨時部八千八百三十八萬餘圓である。普通歳入に於て職業紹介所國營に伴ふ地方負擔金百三十餘萬圓、治水事業費分擔金の増加十餘萬圓、輸出補償収入の増加五十餘萬圓、其他にて合計二百十餘萬圓、公債金に於ては補填公債の増加八千七百三十三萬餘圓である。歳出豫算は經常部二百五十一萬餘圓、臨時部八千六百七十一萬餘圓であつて、其主要なる経費は、國營職業紹介所

開設費三百九十餘萬圓、災害土木費補助の増加四百四十萬圓、北支那開發株式會社設立費二千五百十餘萬圓、中支那振興株式會社設立費千三百三十餘萬圓、貿易振興施設費三百二十餘萬圓、臨時物資調整局設置費百四十餘萬圓、傷痍軍人保護費三千五百三十餘萬圓、軍事援護相談所設置費等百十餘萬圓等である。

昭和十三年度歳入歳出總豫算本豫算追加豫算合計表 (單位千圓)

Table with columns for '區分' (Division), '歳入' (Revenue), and '歳出' (Expenditure). It lists various departments like '臨時部' and '經常部' with their respective budget amounts for the 13th year.

備考 一、追加豫算第一號中「臨時軍事費特別會計へ繰入」關係ノ歳入歳出豫算額ハ三一七、一六五、二七六圓ナリ。二、昭和十三年度豫算額ヲ前年度豫算額中臨時軍事費特別會計へ移シ整理セラルヘキ豫算額ヲ除キタル額(第七十三議會ノ追加豫算額ヲ含ム)ニ比較スレバ歳入ニ於テ五九九、五九四、〇三六圓、歳出ニ於テ五三二、八三〇、二二七圓ヲ増加セリ。

昭和十三年度歳出豫算額本豫算追加豫算合計表 (單位千圓)

Table with columns for '所管別' (Administrative Category), '昭和十三年度本豫算額', and '追加豫算額'. It lists various government departments like '皇室費', '外務省', '内務省', etc., and their budget amounts.

右の外特第二號昭和十三年度各特別會計歳入歳出豫算追加案あるも、特にしるすべき程の内容無く、又豫算外國

庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ要スル件」四件に就ても大きな問題は無かつた。

我黨は前記豫算各案に對し質すべきを質し、主張すべきを主張し、注意警告すべきを注意警告して、協賛を與へたが、事變費豫算等は之を別とし、追加豫算中には豫算編成の根本を紊り、會計法規に抵觸せるやの疑あるものあり、特に非常時局に籍口して、便乘主義、總花主義に出で徒に局課を濫設して官僚機構の擴大を圖り行政刷新と逆行せんとするものがあつたのは遺憾千萬であつた。これ我黨が他黨と共同一致して左の附帶決議を付したる所以であり、政府當局の猛省を促して已まない。

附帶決議

- 一、追加豫算中會計法規ニ抵觸セルノ豫アルモノアルノミナラズ局課ノ濫設、官吏ノ増員ニ由テ行政刷新ト逆行スル所顯著ナルモノアリ、現内閣ハ宜シク是等豫算ノ運用ニ付特ニ周密ナル注意ヲナスベシ。
- 二、治水根本ノ施設全カラザルガ爲、多年ニ亘リ水害ノ失費渺カラズ、政府ハ速ニ荒廢漢流ヲ治山治水ノ根本計畫ヲ樹立シ以テ之ヲ防止輕減ヲ期スベシ。

事變の擴大につれて多大の軍費と之が關聯費とを要することは已むを得ぬであらう。相手國に於て長期抗戰を策す

る以上速戰速決と云ふ譯にも行くまい。一方に大なる戰を戦ひつゝ、他方には國際情勢上我陸、海、空軍の整備充實を要し、然かも新に支那占據地を加へたる日滿支一體結合の大陸國策の實行は一日を緩ふることが許されない。

- 一、臨時軍事費 四十八億八千六百萬圓
- 二、一般豫算 二十八億六千七百萬圓
- 三、追加豫算 六億四千六百萬圓
- 合計 八十三億九千九百萬圓

の巨額に達し、所謂通り抜け勘定を控除しても實に八十億圓を算する超尨大豫算となつた。この超尨大豫算の運用の重責は一に懸つて近衛内閣の双肩に在る。公債の氾濫と兌換券の濫發、物資の不足と需給の調整、國際收支の適合と通商貿易の維持、物價の昂騰と國民生活の安定、國勢力の擴大と爲替相場の堅持、消費節約の徹底と各種統制の強化等考へ來たれば、何としても前古未曾有の大非常時である。我黨は奉公の誠を致さんが爲、近衛内閣を助けて暴支膺懲、東亞和平の目的達成に邁進すると共に、近衛内閣を鞭撻督勵して難局打開、時艱克服に當らしめなければならぬ、とする根本方針に基づきこの超尨大豫算を協賛したのである。

第二節 承諾を求むる件

本議會に提出せられたる承諾を求むる件は左記七件である。

- 一、昭和十一年度第一豫備金支出ノ件
豫算額八百萬圓に對し第一豫備金より補充したる主なる事項は入營附添人檢丁及新兵旅費、諸拂、戻立替補填及償還金、海軍主食品購買費、矯正院及び刑務所收容費等である。總額は八百萬圓である。
- 二、昭和十一年度特別會計第一豫備金支出ノ件
前者は、特別會計第一豫備金より四百三十二萬圓、後者は同豫備費より一千五百萬圓合計千九百三十二萬圓を支出したるもの。
- 三、昭和十一年度特別會計豫備費支出ノ件
豫算額五百萬圓で内滿洲事件費に補充した額は二百萬圓である。
- 四、昭和十一年度特別會計第一豫備金支出ノ件
豫算額は二千五百萬圓で、内、衆議院議員總選舉費、北支事件費、衆議院議員總選舉檢察費、中國地方其他各地風水害復舊施設費、關東地方其他各地災害應急施設費等に支出せる總額千八百八十五萬圓である。

- 六、昭和十二年度特別會計第二豫備金支出ノ件
豫算額四百十六萬二千五百圓、支出額二百九十六萬餘圓である。
- 七、昭和十二年度特別會計豫備金外ニ於テ豫算超過分豫算外支出ノ件
豫備金以外でその歳入金を以て豫算超過の支出を爲したるもの專賣局關係千五百萬圓を最とし千二百三十六萬圓、國庫剩餘金を以て豫算外支出を爲せるもの樺太廳に於ける風水害應急復舊費三十六萬圓である。

第三節 公債關係諸法案

- 一、昭和十三年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案
- 二、昭和七年法律第一號中改正法律案
- 三、朝鮮事業公債法中改正法律案
- 四、昭和九年法律第七號中改正法律案
- 五、昭和十二年法律第八十四號中改正法律案
- 六、昭和十三年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債追加發行ニ關スル法律案
- 七、昭和十三年法律第六號中改正法律案

前記昭和十三年度一般歳出豫算の第一次追加分三億八千六百四十九萬餘圓中公債に依るの外なき分七千三百四萬餘圓を發行する爲め提案せられたもの。可決。

七、昭和十三年法律第六號中改正法律案（昭和十三年度一般會計歳出の財源ニ充テル爲公債發行ノ件）

第二號及び第三號追加豫算案に計上せる經費二億六千二百十餘萬圓の内、二十五十餘萬圓は普通歳入及び道路公債法に依る公債金を以て賄ひ得るが新規公債によるべき分二億三千九百六十餘萬圓を發行する必要より、本改正により同法の公債發行限度を、七億九千七百四十萬圓に増加する法律である。可決。

尙ほ公債關係法案に次の如きものがある。

八、本邦内ニ於テ募集シタル外國債ノ待遇ニ關スル法律案

外國の國債にても一定條件の下に租税その他につき我が國債と同じ待遇を與へ發行に便ならしむる必要あり。差當り滿洲國の國債に適用する豫定。可決。

第四節 租税關係の諸法案

第七十三議會に政府より提案せられたる租税關係法規は

- 一、支那事變特別税法案
- 二、相続税法中改正法律案

で之を見合せ、現行租税制度の下に於て出來得る限り負擔の適正を計る爲め部分的税法の改正を爲さんとしたものであるが、既に支那側の長期抗戰に對應するの態度を決定せる今日、かゝる姑息な部分的改正によつて税制の根本的整理を見合はすべきでない、遺憾に堪へない。

一、臨時租税増徴法中改正法律案

現行臨時租税増徴法による第三種所得税と相続税の税率は極めて大まかな階級制率になつて居るのを超過累進率によりて増徴する事に改めたもの。可決。

二、所得税法中改正法律案

(1) 退職恩給、一時恩給又は之に類する退職給與にしてその支給額五千圓を超ゆるものに對しては他の所得と區別して五千圓以上の超過額に對し百分の五乃至三十の超過累進率による所得税を課する事とし支給の際支給者をして之を徴收せしむる事に規定した。

(2) 郵便年金に就ては其の負擔を緩和する爲、拂込掛金を控除したる金額をその所得とする。

(3) 第三種所得の追加決定をなし得る期間を従来の一年から三年に延長した。個人營業收益税、乙種資本利子税及び個人の臨時利得税に就いても之に準ずる。

(4) 所得調査委員選舉の投票及開票區を従来の東京、大阪、京都の外名古屋、横濱、神戸についても區の區域に改むる

- 三、臨時租税増徴法中改正法律案
 - 四、所得税法中改正法律案
 - 五、登録税法中改正法律案
 - 六、酒造税法中改正法律案
 - 七、酒類及酒精含有飲料税法中改正法律案
 - 八、麥酒税法中改正法律案
 - 九、大正九年法律第十二號中改正法律案
 - 十、臨時利得税法中改正法律案
 - 十一、臨時租税措置法案
 - 十二、日滿國稅徵收事務共助法案
 - 十三、關稅法中改正法律案
- 等の多數に上つてゐるが、之を大別すれば(一)部分的税制の改正、(二)増税、(三)臨時減税、(四)日滿徵稅共助、(五)關稅改正の五となる。

一、部分的税制の改正

税制の部分的改正は臨時租税増徴法、所得税法、相続税法、登録税法、酒造税法等に對するものである。

中央及び地方を通じ、國民負擔の均衡を計る爲め税制の根本的整理を實行するの要ある事は、我黨多年の主張であり、政府も屢々之を口約せるに係らず事變勃發によつて經濟事情及び國民負擔力に相當の變化を來したと云ふ理由

ことにした。

(5) 所得調査員の調査の弊害を除く爲め調査員はその所屬する委員會で決定した課税者の稅務の代理を爲し得ない事にした。可決。

三、大正九年法律第十二號中改正法律案

本改正によつて南洋群島にも昭和十三年度分所得税より本法を適用するの案。可決。

四、相続税法中改正法律案

(1) 外地との間の相続税の重複課税を避くると共に、外國にある財産に付その國で相続税を課せられた時は重複負擔の緩和を圖ることとし。

(2) 死亡により相続人の享くる生命保險金が五千圓以上となる時その超過分に對して相続税を課する、死亡により遺族に支給せられたる退職手当功勞金等が五千圓以上である場合超過分に對して相続税を課する。

(3) 前項の生命保險金、退職手当功勞金等に對する相続税は政府原案は五千圓以上の場合はその全額に課税する事になつてゐるが、衆議院に於て五千圓を控除した超過額に對してのみ之を徴收する事に修正した。

(4) 親族間に於ける不動産及び船舶の贈與については比較的高率な登録税が課せられた關係上相続税を免除して居たが、今回之等にも課税する事にした。

(5) 死亡による相続開始後一年以内に其財産の一部を親族に贈與しても課税しない事にした。

(6) 信託財産の受益者を親族とする信託契約をした場合従來信託設定の時課税する事になつてゐたのを受益者が現實に信託利益を享受した時に課税する事に改める。修正可決。

五、登録税法中改正法律案

(1) 不動産の賣買贈與に對する、登録税を約一割方低減する。

(2) 信託による不動産又は船舶の移轉については委託者より受託者に移す場合は課税せず、受託者より受益者に移す場合に限り登録税を課する。可決。

六、酒造税法中改正法律案

釀造界多年の要望に従つて今後は酒類販賣業を免許制度にする。しかし酒類製造者が自己の製造にかゝる酒類を製造場に於て販賣し、又料理店、旅館、カフェー、バー等の如く客席に於て直接客の消費を目的とする酒類販賣をなす場合は従來通り免許を要しない。可決。

七、酒類及酒精含有飲料税法中改正法律案

右二改正法律案とも酒類販賣に免許制度を採用した結果前記酒造税法中の改正と同様の改正を行つたもの。可決。

以上部分的改正の結果は昭和十三年度に於て九萬六千圓の減收、十四年度に於て十萬四千圓の増收となる計算である。

二、増 税
今回の増税は支那事變特別税法及び臨時利得税法中改正法律の二つより成つて居る。支那事變に關する臨時軍事費の財源は大部分を公債によつて居るが一部は統後國民が分に應じ負擔するを適當とするの趣旨より初年度三億六百萬圓、平年度三億千八百萬圓の増收を得る見込で提案されたもの。増收豫定は(一)所得税一億二千六百餘萬圓、(二)臨時利得税三千九百餘萬圓、(三)利益配當税三千九百餘萬圓、(四)公債及び社債利子税二百餘萬圓、(五)法人資本税三百餘萬圓、(六)砂糖消費税一千餘萬圓、(七)取引所税九百餘萬圓、(八)通行税八百餘萬圓、(九)入場税及び特別入場税一千百餘萬圓、(一〇)物品税六千餘萬圓、合計三億千八百萬圓の増税を圖つた。右の外匯草の値上げで約一千萬圓の増收を計つた。本増税案は衆議院で修正の結果一ヶ年千二百六十六萬圓の減收となつたが、政府は民意を尊重して之に同意した。なほ本法の施行と共に北支事件特別税法は廢止される事になつた。

九、支那事變特別税法案
(一) 所得税、本法は所得税に重きを置いて居る、之を第一

一種(法人)、第二種(公社債、銀行預金の利子等)、第三種(個人)各所得税に區別して説明すれば大要次の通りである。

(1) 第一種(法人所得税)

普通所得、清算所得及び同族會社加算税等を夫れ々二割五分増徴する事にしたが北支事件特別税で既に一割増徴されてゐるから差引今回増徴される率は一割二分五厘である。又法人の超過所得に對する増徴税率は北支事件特別税と同率一割である。この法人所得増徴率を其儘適用すれば法人の負擔が著しく過重になるやうな事も起るので、緩和規定を設け、同族會社に非ざる法人については普通所得及び超過所得に對する税額と臨時利得税額との合計額が普通所得の百分の五十に相當する金額を超過する時は普通所得及び超過所得に對する此の超過分だけを切り捨て、又同族會社についても同様百分の六十に相當する金額を超過する部分は切り捨てることになつた。

(2) 第二種 即 公社債の利子、銀行預金の利子等に對する所得税

原則として二割五分程度増徴することにした。北支事件特別税による増徴五分を差引けば二割である、但し年四分以下の公債の利子に對しては増徴せず、年四分五厘以下の地方債及び社債の利子、銀行預金の利子、貸付信託の利益については増徴率を少くしてある。

(3) 第三種即個人所得税

第七十三回帝國議會報告書

第三種所得税に對しては臨時増徴法による税率に對し一率に二割二分五厘を増徴する事になつた。政府原案は二割五分増徴となつてゐたが、衆議院で修正し二割二分五厘とした。然し北支事件特別税で四期の納期中三期分に就て一割の増徴を行つたから負擔實際の増加は一割二分五厘程度となる譯である。又免稅點一千二百圓を一圓に引下げた結果納稅人四十四萬二千人、稅金額四百六萬圓の増加となる。免稅點引下げによる新規納稅者には百分の一の税率で課税し、二割二分五厘の増徴を行はな、地方附加税も原則として禁止、唯特別所得税を施行してゐた市町村だけが内務、大藏兩大臣の許可を得て之を課し得る事になつた。支那事變特別税に依る増徴税額が第三種所得額の百分の五十五を超過する時は此の限度で打ち切る事にした。本増税の結果第三種所得税は千圓の所得者が十圓、千二百圓の所得者が本税十四圓七十錢附加税四圓三十三錢、合計十九圓三錢、五千圓所得者が本税二百八十七圓二十六錢附加税七十六圓七十七錢合計三百六十四圓三錢、一萬圓所得者が本税、附加税一千五百五十五圓二十錢、五萬圓所得者が同じく一萬三千四百五十二圓二十二錢、十萬圓所得者が三萬三千五百五十五圓二十八錢、百萬圓の所得者になると實に五十八萬七千八百四十二圓七十八錢と所得の半額以上まで課税せられることになつた。

(一) 法人資本税、新に二割を増徴することゝなつた。
(二) 砂糖消費税、衆議院で修正し緩和して左の如き税率となつた。

- 一、砂糖第一種 甲 一圓二十錢
同 乙 三圓三十錢
- 同 第二種 七圓十錢
- 同 第三種 八圓六十錢
- 同 第四種 十一圓
- 二、糖蜜第一種 甲 三圓九十錢
同 乙 八圓六十錢
- 同 第二種 甲 一圓二十錢
同 乙 三圓三十錢
- 三、糖水 七圓十錢

尚ほ徵收猶豫期間六ヶ月は三ヶ月に短縮した。

(四) 取引所税、株式の取引税率を引上げ長期は百分の二・五を百分の六に、短期は百分の一・五を百分の四とした。

(五) 利益配當税、配當率年七分を超える金額については百分の十に相當する税率を課する事とした。

(六) 公債及び社債利子税、國債は利率年四分、國債以外の公、社債は利率年四分五厘の割合を以て算出した金額を超える金額に對し百分の十に相當する税率を課することになつた。

(七) 通行税、汽車、電車、乗合自動車及び汽船の乗客に對し課税する。五十軒未満の短距離三等乗客、命令の定むる陸海軍の團體には課税しない。尚ほ回數制の

契約の場合には五倍乃至二十倍、定期の場合には五倍乃至二十倍、團體の場合には五倍乃至二十倍、貸切の場合には一等及び二等は運賃の百分の十、三等は百分の五を課税する。

(八) 入場税、第一種(演劇、活動寫眞、演藝又は觀物を催す場所、競馬場等に觀覽の爲め入場するもの) 第二種(舞踏場、麻雀場、撞球場、ゴルフ場、スケート場等入場者自らプレーする場所に入場するもの) に課する。入場料の百分の十但し入場料が一人一回二十三錢に満たざる場合は課せない。原案は一人一回十九錢となつて居たのを衆議院で二十三錢に修正した。

(九) 特別入場税、運動競技にして學生、生徒又は運動競技を業とせざる者の行ふものに付觀覽の爲め入場する者に特別入場税の名のもとに課税する。スポーツ精神を重んじ普通入場税と區別した。税率は同じく百分の十、一人一回二十三錢に満たざる場合は課税しない。

(十) 物品税、北支事變特別税法の物品特別税を課税物品の範圍を擴張し、比較的増税力ある方面の物品に課税する事にした。税率も北支事件特別税法は一率百分の二十であつたが、今回は物品の種類に從ひ、百分の十五又は百分の十とした。大要左の如し。

(1) 第一種(小賣課税)

(イ) 甲類、税率百分の十五

(一) 寶石若しは半寶石又は之を用ひたる製品、(二) 眞珠又は眞珠を用ひたる製品、(三) 貴金屬製品又は金若しは白金を用ひたる製品、(四) 磁甲製品、(五) 珊瑚製品

(ロ) 乙類、税率百分の十

(六) 時計、(七) 萬年筆金ペン及シャープペンシル、(八) 身邊細貨類、(九) 化粧用具、(十) 喫煙用具、(十一) 帽子、杖、靴及傘、(十二) 皮革製又は金屬製の靴及トランク、(十三) 靴及履物、(十四) 書畫及骨董、(十五) 室内裝飾用品、(十六) 照器具、(十七) 圍碁及將棋用具、(十八) 家具、(十九) 漆器、陶器及硝子器具にして別號に掲げざるもの、(二十) 貴金屬を鍍し又は張りたる製品にして別號に掲げざるもの、(二十一) 毛皮又は毛皮製品、(二十二) 羽毛製品にして別號に掲げざるもの、(二十三) メリヤス、レース、フエルト及同製品。

(2) 第二種(製造課税)

(イ) 甲類税率百分の十五

(一) 寫眞機、寫眞引伸機、映寫機、同部分品及附屬品、(二) 寫眞用の乾板、フィルム及感光紙、(三) 蓄音器及同部分品、(四) 蓄音器用レコード、(五) 樂器、同部分品及附屬品、(六) 雙眼鏡及隻眼鏡、(七) 銃及同部分品、(八) 藥莖及彈丸、(九) ゴルフ用具、同部分品及附屬品、(十) 娛樂用のモーヨーボード、スケール及コソト、(十一) 撞球用具、(十二) ネオン管及同變壓器、(十三) 喫煙用ライター。

(ロ) 乙類税率百分の十

(十四) ラヂオ接收機及同部分品、(十五) 受信用眞空管及擴聲器、(十六) 扇風機及同部分品、(十七) 暖房用の電氣、瓦斯又は石油ストーブ、(十八) 冷蔵庫及同部分品、(十九) 金庫及鋼鐵製家具、(二十) 乗用自動車、(二十一) 化粧品。

(3) 第三種

(一) 樽寸千本につき五錢(二) 酒類(イ) 清酒、白酒、味淋、燒酒及麥酒一石につき五圓(ロ) 葡萄酒一石につき十圓(政府原案は一石十五圓とあつたのを衆議院で十圓と修正) (ハ) 其他酒類にして酒精及び酒精含有飲料税法の適用を受くるもの一石につき七圓

本法案に對しては種々の論議ありしも結局産業資本と金融資本との權衡、株式利廻りの緩和による産業資本の充實其他の見地より數箇の重要な修正を加へ、次の附帶決議を附して可決した。

附帶決議

- 一、時局重大、國民ノ負擔益々多キヲ加フルノ際其ノ均衡ヲ圖ルハ現下ノ急務ナリ、政府ハ中央、地方ヲ通ズル税制ノ根本的整理案ヲ作成シ速ニ議會ニ提出スベシ
- 二、政府ハ本案ノ施行ニ伴ヒ不當ナル物價騰貴ヲ來サザルヤウ適當ナル對策ヲ講ズベシ
- 三、生産力ノ擴充、貿易ノ振興ハ現時國策ノ根幹ナリ、政府ハ本案施行ノ爲ニ之カ遂行ヲ妨ゲザルヤウ留意ス

十、臨時利得稅法中改正法律案

臨時利得稅は北支事件特別稅と同様、其稅額の一分五...

三、臨時減稅

十一、臨時租稅措置法案

支那事變の影響等にて、自作農又は中、小商工業者中...

四、日滿國稅徵收事務の共助

一、日滿國稅徵收事務共助法案

近時滿洲國の發展に伴ひ、日滿兩國間の交通繁榮を加...

五、關稅の改正

一三、關稅定率法中改正法律案

本案は木材等三品目に關する稅率改正の外、第九條第二...

稅率改正の第一は金錢登錄機、計算機其他類似のもの...

第二は木材中滿洲國より輸入せられる紅松等マツ屬の關...

第三は白金、ツナチウム等を主要原料とする觸媒は從...

減するため地租又は營業收益稅を調整する必要あり、臨時...

この臨時的措施に依りて平年度の地租、營業收益稅、...

第五節 豫算關係法案

一、支那事變ニ關スル臨時軍事費ノ財源ニ充ツル爲特別會計ヨリ爲ス繰入金ニ關スル法律案

現下の一般特別各會計の實情より、臨時軍事費特別會計...

二、關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳ノ各特別會計ニ於ケル租稅收入ノ一部ニ相當スル金額等ヲ臨時軍事費特別會計ニ繰入ルコトニ關スル法律案

今同一會計に於て、支那事變費の一部に充つる爲所得...

三、對支文化事業特別會計法ノ特例ニ關スル法律案

對支文化事業特別會計の歲出額は寄附金に依るの外、毎年度四百萬圓を超過し得ないことになつてゐるが、諸般の情勢に顧み十三年度以降當分の内右の制限を六百萬圓迄増額し、其の間萬一所屬證券の償還元利金の收入不足に因り不足を生じた時は積立金より補足するの途を開かんとするもの。可決。

四、軍ノ需要充足ノ爲メ會計法ノ特例ニ關スル法律案
軍ノ需要する物資數量の著増に伴ひ、調達の圓滑を圖る爲め會計上臨時の措置として會計法第二十一條但書の規定に拘はらず當分の内前金拂又は概算拂の範圍を擴げんとするもの。可決。

五、造幣局東京出張所聯合其ノ他ノ新營費ニ關スル法律案
聯合の改築費及び金、銀地金の精製及び品位の證明等を爲す設備の新設の爲め造幣局資金より三十五萬圓を一般會計に繰入るゝ等の必要から提案された。可決。

六、印刷局運轉資本補足ニ關スル法律案
印刷局運轉資本百萬圓を四百萬圓を超過せざる範圍まで借入金に依り、又は國庫に餘裕金ある場合繰替使用せしめる爲めの法律である。可決。

七、兌換銀行券ノ保證發行限度ノ臨時擴張ニ關スル法律案
臨時軍費の増加に伴ひ、兌換銀行券發行高増加の趨勢に對處する臨時的措置として、當分の間兌換銀行券の保證發行降度を七億圓だけ増加し、之を十七億圓と爲さんとする法律案である。

現行の保證發行限度は十億圓である。昭和七年一億二千萬圓より一躍十億圓に擴張されたが、其後通貨の需要著しく増加し特に支那事變以來臨時軍費の膨脹に因り兌換銀行券の發行高は著しく増加し、制限外發行の頻出を見るに至つたのみならず在來の實際に見ると兌換銀行券は其年公債發行高の一割餘を増加することとなつてゐるから、昭和十三年中の公債實際發行額を五十億と見れば兌換銀行券發行高に於て五億餘を増加するものと推定され、經濟界の趨向などを考慮に入れて七億圓の保證準備擴張は適當の改正と云ふべきである。これによりて兌換銀行券は(一)正貨準備八億餘萬圓(二)保證準備十七億圓合計二十五億餘萬圓まで發行し得ることとなつた。可決。

八、臨時通貨法案
現在十錢と五錢の補助貨幣は「ニッケル」を以て、又一錢の補助貨幣は銅、錫及び亜鉛の合金より成る青銅を以て造られてゐるが「ニッケル」及び錫は大部分を輸入に待つ状態であり、國際收支の現状より、節約の必要あり、當分の内我國に於て生産される適當な金屬を以て、十錢五錢及

び一錢の臨時補助貨幣を製造發行することを得せしめ又必要に應じ五十錢銀貨の代りに五十錢の小額紙幣を發行し得る途を開き置かんとする法案である。なほ補助貨幣の昭和十二年十二月末日流通高は銀貨、ニッケル貨、白銅貨、青銅貨、其他で合計四億七千百萬圓である。可決。

九、昭和十二年法律第九十二號中改正法律案(輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件)
本法は前議會で成立した重要法律の一であるがその後本法に基いてステープル・ファイバーの混用規則、鐵鋼工作物製造許可規則、銅使用制限規則、輸出向綿糸布の國內販賣禁止に關する省令等々次に重要な省令が公布せられ我國經濟界を急角度に戰時體制へと推し進めて來た。然し乍ら事變の進行に伴ひ本法施行の實績より、物資によつては生産、配給、讓渡、使用、消費等の調整に就てそれらの部門の當業者をして「需給調整協議會」を組織せしめ、政府監督の下に自治的に需給調整の方策を決定せしむる事が必要且つ効果的であるので本改正案を提出したものである。約言すれば、

一、輸入の制限その他の事由で需給調整を要する物品の需給に關係ある事業を營むもの、又はその團體は政府の認可を受け、「需給調整協議會」を設立する事を得、又、政府必要あり

と認むるときはその組織を命じ得ることとし、
二、政府は「需給調整協議會」に對し、需給調整に必要な決定を爲すことを命じ又は「需給調整協議會」の會員に對し同會の決定に従ふべき事を命じ得ることとした。

之により特定の物品に關して輸入、生産、配給消費に至る迄の物資需給の調整計畫が確立されることになつた。この協議會は差し當り、鐵、銅、石炭、ゴム、棉花、羊毛に就て設立せられ、原料の輸入、加工、製品の販賣及び輸出に至る各部門から代表者を出して組織し、配給統制、價格統制に關し、政府と協力するはずである。
我黨は審議の末左記附帶決議を附し可決した。

附帶決議

一、政府ハ速カニバルブ資材供給ニ關スル根本對策ヲ確立スルト共ニバルブノ節約及廢物利用ノ具體策ヲ樹テ萬遺憾ナキヲ期スベシ
一〇、不動産融資及損失補償法中改正法律案
本法は昭和七年金融梗塞の際銀行が有つて居る不動産固定資産を資金化して、其の活動を圓滑ならしむる爲めに制定されたもので、其の存續期限が本年九月終了することとなつて居るが尙存續の必要あり更に三ヶ年間延長するのである。
昭和十二年末迄の資金融通高は五千百萬圓餘に達したる

が現在僅かに三千萬圓餘である。是れ元より不動産の値上り等に因る銀行の自然的整理に因るものもあるが、不動産の鑑定價格が嚴重であり、取扱手續が煩瑣であり、又迅速を缺くといつたことの爲め、融資金額が減少を來たす様子があつては本法制立の主旨に添はぬ。特に注意を要することと思ふ。

第六節 決算

昭和十一年度の歳入歳出總決算に依れば歳入の收入總額(單位千圓)經常部 一、五六一、六四九 臨時部 八一〇、四四九 合計 二、三三二、〇九八で、之に對する歳出の支出總額は經常部 一、三三〇、一四〇 臨時部 九六二、〇三五 合計 二、二九二、一七五であり、差引八千九百九十二萬二千圓の剩餘を生み昭和十二年度の歳入に繰入れられた之を昭和十一年度豫算額に比較すれば歳入は

豫算額		増減(△減)	
經常部	一、三五七、八四一	一、六一、八〇八	△
臨時部	一、三三二、一六六	八〇、四四九	△
合計	二、六九〇、〇〇七	三、五七、六五五	△

となり、更に同年度別に編成實施したる實行豫算額に比較する時は

豫算額		増減(△減)	
經常部	一、四〇〇、〇五九	二一、五〇八	△
臨時部	八七七、四七七	四七、〇〇八	△
合計	二、二七七、五三六	六八、五一六	△

を増加したこととなる。經常部増加の主なるものは、租税一億七千二百六十八萬餘圓、官業及官有財産收入二千三百七十三萬餘圓、印紙收入千九百六十六萬餘圓等である。臨時部減少の主なるものは、公債金四億六千九百六十九萬餘圓(實行豫算に比すれば九千四百二十一萬餘圓)雜收入千六百八十八萬餘圓等である。

豫算額		増減(△減)	
經常部	一、三六七、七一九	一、三三〇、一四〇	△
臨時部	一、〇〇〇、〇〇〇	九六二、〇三五	△
合計	二、三六七、七一九	二、二九二、一七五	△

となり、更に之を前同豫算額に比較する時は

第七節 國有財産調

昭和十一年度國有財産増減總計算書

昭和十一年度中に於ける國有財産増減は左の通り

一般會計		増加		減少		差引増加	
特別會計	六八、二八〇	二九、七七〇	六四、八二〇	一、九一〇	一、九一〇	六二、九一〇	△
合計	一、五五五、二一〇	七七、六〇〇	一、六三二、八一〇	八七、六〇〇	八七、六〇〇	一、五四五、二一〇	△

にて、之れを昭和十年度末現在國有財産總額九十二億六千三百二十一萬餘圓に計算する時は百億八千八百二十二萬餘圓となる。増加額の重なるものは立木竹四億三千三百二十一萬餘圓、工作物一億二千六百六十萬餘圓、土地一億二百二十九萬餘圓、建物六千八百八十萬餘圓、船舶五千二百四十六萬餘圓器具機械四千五百二十四萬餘圓等である。

會計検査院の検査報告に依れば財産の管理處分に就て不當と認むべきもの六件あり、遺憾に堪へない。將來を嚴重注意して承認を與へた。

昭和十二年三月三十一日現在國有財産總計算書

内地		外地		計	
一、工作物	二、七〇七、八〇〇	五、三〇〇、五九〇	三、一〇二、三〇〇	一、一〇九、一〇〇	一、一〇九、一〇〇
二、土地	一、七二五、五四〇	四、四三三、二一〇	二、二八八、六六〇		
合計	四、四三三、二一〇	九、七三三、八〇〇	五、三九〇、九六〇		

農村其他應急土木事業費に於て千三百二十七萬餘圓、國庫豫備金に於て千三百六十餘萬圓等を始め不用に歸したる額合計一億三千三百七十七萬餘圓(實行豫算に於ては四千二百五十五萬餘圓)に達した。我黨は詳細審議の末、友黨の提出にかゝる昭和十一年度歳入歳出總決算、同特別會計歳入歳出決算中一般會計に於て陸軍省所管検査院報告ノ三、特別會計に於て拓務省所管朝鮮總督府検査院報告ノ四、及同臺灣總督府検査院報告ノ二、及昭和十年度特別會計鐵道省所管検査院報告ノ九、以上四件ハ注意ヲ促シ一般會計海軍省所管検査院報告ノ四ハ政府ノ辯明ヲ認メ他ハ不當トシ本決算ヲ承認シ度イト思ヒマスとの動議に同意すると共に、

附帶決議

一、昭和十一年度ノ決算ヲ審査スルニ當リ不當ノモノ多數ニ上リ金額モ亦相當巨額ニ達セルハ監督其ノ當ヲ失スルニ因ル政府ハ更ニ一段ノ努力ヲ拂フベシ

一、從來議會ニ於テ警告ヲ與ヘタル豫算ノ流用繰越額不用額及豫備金外支出等ノ點ニ關シ改善ノ跡跡ナク遺憾ノ點多シ、政府ハ院議ヲ尊重シ將來速ニ之等諸點ヲ改善スベシ

を附して昭和十一年度及び過年度の決算を承認した。

三、立木	一、五〇〇、四〇〇	二、〇〇〇	一、五〇〇、七〇〇
四、船	一、四〇〇、七〇〇	二、一〇〇	一、四〇〇、九〇〇
五、建物	一、三〇〇、〇〇〇	一、八〇〇	一、三〇〇、八〇〇
六、器具機械	九〇、八〇〇	二、四〇〇	九一、二〇〇
七、株式及持分	五五、五〇〇	五、〇〇〇	六〇、五〇〇
八、農業産物	五五、〇〇〇	〇	五五、〇〇〇
總計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、三三、七〇〇	一、一三三、七〇〇

第四章 農村及産業 問題

第一節 通過農村關係諸法案 今後の農村對策

農村多年の懸案であつた農村調整法を初め農村關係諸法案は、殆んど全部今議會を通過し、こゝに從來唱へ來つた農村對策は一應出盡した觀がある。農村の更生振興は此の法の運用に俟たねばならぬ。

以下今議會通過諸法案の概略を説明する。然し從來の農村政策は内外地並に滿洲に對する日滿農業プロックの建設を目標としたのである。然るに北支、中南支政權の確立に依り日滿支を一體として農業プロックの建設をなさねばならぬ。即ち北支の棉花、羊毛、小麥、落花生、滿洲の大豆

高粱、玉蜀黍の特産物と有無相通する三盟邦を打つて一丸とした適地適作主義を主要農林畜産に適用すべきである。我國産業の原料として最も重要な棉花、羊毛は殆ど全部を外國の輸入に仰いでゐるが、今後は日滿支の經濟圈内に於て之が確保を爲すことを一大方策として進まねばならぬ。

農村の振興發展の爲には、農村の收入所得の増進、土地の改良、開墾、耕地面積の増加、生産の擴充を圖り、輸入農産物の防遏、輸出の増進、進んで國際收支の改善に貢献せねばならぬ。

農村政策中漁村、山村は多少閉却されたる感みがある。殊に遠洋漁業、海外漁業の獎勵に熱心の余り沿岸漁業に對する獎勵施設を缺きたるは遺憾である。沿岸漁業の保護に一段の努力をなし漁村民生活の安定を圖らねばならぬ。

我國林野の面積は四千五百萬町歩にして國土の六割七分を占め林業政策其の宜しきを得ると否とは治水上且又木材資源の關係上重大なる影響を來すのである。治水の源は治山にあり、災害保險元より必要とするも災害を未然に防止することを忘れてはならぬ。

最近木材を原料とする各種工業就中纖維工業の勃興に伴ひ、木材の需要著増し供給不足に陥らんとするは、國民經濟上憂慮に堪へず、我國の林政を見るに國有林野は相當整

備し居るも公有及び民有林野に至りては森林の施行方法確立せず、濫伐の弊に陥り荒廢しつつある。速かに林政を確立し木材資源の涵養に努む可きである。

我國林政の統一を圖るには、外地は拓務省、内地は農林省、北海道は内務省、御用材は宮内省と言ふが如き現在の關係を一掃し林政改革をなすことが焦眉の急務である。農村に於ける各種産業團體の整理統合をなすは地方民一致の要望である。速かに之が整理統一を圖らざれば徒らに農民の負擔を過重にし農村更生上反て支障を來す恐れがある。速かに農林省各部、局、課の對立を解消し農村指導上矛盾撞着を來さぬようにす可きである。

一、農地調整法

本法は我國農村の現状より觀て、農村の健全なる發達を圖るには自作農の維持創設、小作關係の調整、農地制度の確立を期することが刻下の急務なりとの見地より立案提出せられたるもので其の内容は次の如くである。

- 一、兵役其他特別の事由に依り所有地又は小作地を自ら耕作し又は管理することの出来ない農家の爲め市町村其他適當なる團體が農地の管理を引き受け、安全確實に保護し、又は本人の希望に依り買取り得ること。
- 二、市町村又は道府縣に農地委員會を設け自作農の維持創設、未開墾地の開發、農地の交換分合、小作關係の調整、其他農

地に關する諸般の事項につき地方の事情に即したる處理をなさしむること。

三、道府縣市町村其他適當なる團體が農村の經濟更生を計る爲め自作農を創設するに必要な土地を買ひ取るときは土地所有者と協議を爲し、協議調はざるときは未開墾地に限り土地收用法を適用するの途を開きたること。

四、土地處分の爲め小作爭議の起るのを未然に防止する爲め土地所有者が農地を處分せんとするときは豫め市町村の農地委員會に其の旨を通知せしめ、農地委員會をして自作農の創設其他適當なる處置を講ぜしむること。

五、政府の助成等に依り創設又は維持せられたる自作地を保全する爲め行政官廳の認可を受くるに非ざれば其自作地を讓渡し又は之に物權を設定しても効力を生ぜざるものとし是等の土地に關しては其の旨を登記せしむること。

六、小作農家の耕作の確保、生活安定の爲めに小作契約は例へて登記なくとも土地所有權の移動に依り小作契約に影響のないこと。

七、小作契約は左の事情の起らざる限り地主の一方的意思に依つて差りに解約を爲すことは出来ぬ。

- 1、宥恕すべき事情なきに拘らず小作料を滞納する等信義に反したる行爲ありたる場合
- 2、地主が自ら自作せねばならない場合
- 3、宅地其他特別の用途に供するの必要ある場合
- 4、右の外正當の事由ある場合

八、小作爭議に關し公益上必要ありと認めたるときは小作は小作調停法に依る調停の申立を爲し、裁判官も亦小作關係の訴

訟事件を調停に付し得ること。
裁判所は調停の爲め必要なりと認むるときは職權を以て小作
官の意見を聞き、調停前の措置として、或は檢見の爲め立毛
を現狀の儘に維持せしめ、或は小作料の保管をなさしめ、或
は農地の耕作につき適當なる處置を爲す等必要なる命令をな
し得ること。

吾黨の態度 農地は農業經營及び農家生活の基礎にして
土地所有者及び耕作者の地位の安定を圖り、農業生産力の
維持増進をなすことは農村經濟更生上最も肝要にして農
村の健全なる發達をなす所以なりと信ずる。吾黨は多年農
地關係の調整を力説し來り、曩に第七十回帝國議會に於て
農地法の提案せらるゝや慎重審議の結果之に修正を加へ、
衆議院を通過せしめたのである。然るに偶々貴族院に於て
審議中議會の解散に依り之が不成立に終りたるは農村の爲
め頗る遺憾とする所であつた。

由來、我國農村の現狀を顧みるに農家一戸當り平均耕作
面積は一町歩餘に過ぎず、而も自作農家は僅かに三割にし
て、爾餘は小作又は自作兼小作者なるを以て、農地關係に
於て屢々争議を起し之が解決は甚だ困難であつた。隨つて
農地關係の調整改善を圖ることは洵に緊要なることであ
る。殊に銓後に於て生活の安定向上を圖り、農村平和の保
持を期することは一層の急務で茲に於て今回農地調整法の
提案に對し慎重に内容の検討をなし、之に相當の修正を加

へ成立せしめたのである。即ち
修正の要點

第一、第一條の本法の目的を明らかにしたる條項中に「互讓相
助の精神に則り」といふ字句を挿入して更らにその目的を明
らかにし、同時に「耕作者の地位の安定」云々とあるを「土
地所有者及び耕作者の地位の安定」云々と修正した。蓋しこ
れは農村の平和と之が健全なる發達は互讓相助の精神によつ
てこそ始めて期せらるべきであり、且又耕作者の地位の安定
を圖ると共に、土地所有者も其地位を侵されないようにする
ことは當然なるが故である。

第二、第四條に於て道府縣市町村其他の團體が農村經濟更生の
爲め自作農維持創設をなすに要する土地を取得し、又は使用
することを規定したる條項中から「農地の貸付事業を行ふ」
ことを削除した。これは土地の取得又は使用は必要なるも、
農地の貸付事業を行ふことを目的とするが如きは、貸付事業
を行ふ地主を作る事となつて、自作農維持創設の目的に添は
ざる事となるからである。

第三、第九條に於て、貸付解除條件を規定したる中に「賃借
人が信義に反したる行爲なき限り」と規定しあるも、如何なる
場合が信義に反したる行爲なるやを明かにする爲め「宥恕
すべき事情なきに拘らず小作料を滞納する等」と修正した。
これは具體的實例を示し、以て法文の主旨を明瞭にしたので
ある。

第四、第十三條第二項の自作農維持創設の爲め地主との協議調
はざるときは裁判所に調停の申立をなし、小作調停法を準用

二、農業保險法

本法の内容は

一、農業保險は農作物に關する災害保險を本旨とするものにし
て、其の組織は一部を區域としたる農業保險組合を設立し、
それに保險事業を營ましめ、其の組合の組織員は其地區内の
市町村農會又は地方の情況に依りては養蠶實行組合をも組織
員とするものである。

二、各部保險組合を以て道府縣區域の聯合會を組織し、之に再
保險を行はしめ、更に道府縣聯合會の行ふ再保險に對し、政
府が再々保險を行ふ。

三、郡を區域とする農業保險組合は、其組合員たる市町村農會
又は養蠶實行組合が、一定農作物の災害につき農家に對して
行ふ共濟事業に依り負擔する共濟責任につき保險を行はしむ
るのである。

四、被保險物の種類、保險事故、保險金額、保險料、災害の場
合受取る可き保險金額を表にて示せば左の如し。

被保險物の種類		保險事故	
水	水稲	風水害、旱害、雪害、一定の植物病	
桑		風水害、旱害、凍害	
麥		風水害、旱害、雪害、雨害、濕潤害	
一 反當り保險金額及保險料		一 反當り保險料	
區分	自作 小作 地主	自作 小作 地主	
水稲	二〇圓 一〇圓 一〇圓	七六錢 三八錢 四三錢	

するとある規定を全部削除したるは、自作農維持創設の爲め
農地を必要とする場合、農地の所有者と協議の下に賣買を行
ふことは適當なるも、農地の所有者が賣買を首肯ざる爲め小
作調停法を準用して之を取得するが如きは妥當ならずと信じ
たるがためである。

附帶決議

- 一、政府ハ永小作權（民法施行法第四十七條第三項ノ永小
作權ヲ含ム）ニ付テハ速カニ調査ノ上所有權者及ビ永小
作權者雙方ノ地位安定ノ方途ヲ講ズベシ
- 二、政府ハ農地委員會ノ設置構成運用ニ付テハ本院ノ論議
ニ鑑ミ公平妥當ニシテ且ツ農村自治機能ニ惡影響ヲ及ボ
サザル様慎重ニ對處スベシ

桑 二〇圓 二〇圓 一 五八錢 五八錢 一
麥 一〇圓 一〇圓 一 一七錢 一七錢 一

三割以上水稻災害の場合受くべき保険金額

三割乃至 五割乃至 六割乃至 七割乃至 八割乃至 九割乃至

五割の時 六割の時 七割の時 八割の時 九割の時 十割の時

二圓 三圓 六圓 十圓 十四圓 二十圓

五、保険金の支拂は、一定の期間内に發生したる災害に依て農作物が三割以上の被害を受けた場合、被害の程度に應じ保険金額を支拂ふことになつてゐる。

六、再保険に付ては、縣聯合會は郡農業保險組合の引受けた保険金額の七割に付き歩合再保險を行ひ、政府は更に之を再保險をなす。

七、農業保險組合は保險事業の外に基金を積立て、今回保險の對象とならざりし地方的農作物の災害に對し、保險類似の事業を行ひ得るの途を開いてある。

吾黨の態度 我國の農業は世界に類例のなき災害を蒙りつゝある。農作物の災害に付いて見ると、年々の被害面積百萬町歩、其被害額は一億圓余に達してゐる。從來かうした災害に對しては其都度各種の救済行はれたが到底充分なる救済を爲すことは困難で、農村は多年農業保險の實施を希望して止まざる所であつた。然るに今般農業保險制度を樹立し、一定災害に依る損害の填補軽減を計り、農業經營、農村經濟を安定せしめ、以て農業生産力の維持増進と農村の經濟更生とを圖らんとするは機宜に適し

要するに本法は内容餘りに貧弱にして期待に背く事頗る甚だしきものもあるも本法の重要性に鑑み且我黨多年の要望なりしに依り、逐次其内容を充實擴張する事を希望し之が成立を圖つたのである。

三、硫酸アミノア増産及配給統制法

本法は我國肥料消費額の首位を占めて居る硫酸アミノアの製造事業を確立し年々増加する需要に應じ且海外依存の状態を脱却すると共に、需給の圓滑と價格の公正を期する爲提出せられたものにして其の内容は次の如くである。

- 一、本法施行後五ヶ年間に内地消費の確安三百萬噸の自給自足を圖らんとするものにして、之が爲確安製造業者に對し製造設備の新設又は増設をなさしめ、其設備を以て營む確安製造業に付き設備完成の年、及び其の翌年より五年間次の通り保護助成をなすもので、所得税及營業收益税等は免除される。
- 二、確安製造に必要な器具機械の輸入税を免除すること。
- 三、確安製造業に對し土地收用法を適用し得ること。
- 四、確安製造の株式會社は事業擴張の場合に於て政府の認可を受け、(1)株金全額拂込前と雖も其資本を増加することを得ること(2)商法規定の制限を超へて持込みたる株金額の二倍迄社債を募集し得ること。
- 五、確安の製造設備の増設又は改良を命じたる時は之に依り生じたる損失を補償すること。

而して尙需給の圓滑と價格の公正を期せんが爲日本確安株式會社を設立し、日本確安株式會社は資本金千萬圓とし、株式拂込

たことと云はねばならぬ。併し乍ら

一、北海道、東北、又は北陸地方の冷害、雪害を保險事故中より除外したことは了解に苦しむ處である。冷害、雪害に對しては相當信憑し得る災害統計を必要とするに係らず現在充分なる統計資料を整ふるに至らざるの理由を以て遂に是が實現を見るに至らざりしことは頗る遺憾であつた。しかし之に對しては有馬農相をして善處する旨の聲明をなさしめた。

二、保險金額は實收補償額の三分の一乃至五分の一に過ぎずしてその支拂保險金額も極めて少額、而も減收三割迄の被害には其支拂ひをなさないが如きは餘りに農民の期待を裏切つたやの感を持つのである。我國農家の實情をよく考へ政府は思ひ切つて助成をなし、以て保險料の低下と保險金の支拂を増加すべきである。

三、養蠶實行組合が農業保險組合の組合員となるには、市町村農會の如く單に行政官廳の認可のみに依らず主務大臣の認可を要する規定にして、差別的取扱ひをなすが如きは養蠶團體の重要性を輕視するの感あるも、桑園の耕作者は悉く市町村農會員たる關係上農會に於ても桑葉の保險事業を爲し得らるゝを以て、兩者の相剋摩擦を來さしめざる様眞に地方の實情を考慮し、公正妥當なる取扱ひをせんとするにある事が明瞭となつた。

四、水稻の稻熱病を保險事故より除外したるは矛盾するやの感あるも、一定の植物病と稱するは風害に起因する水稻の白葉枯病の如く不可抗力に依て發生する損害に對して、之を保險せんとするものにして、稻熱病の如く豫防し得る見込あるものに對しては虫害と同じく保險事故に加へざることとしたるも、稻熱病に對しては將來大いに調査研究を要する事と思ふ。

前と雖も資本を増加し得ることとし、尙拂込株金額の五倍迄政府保證の確安債券を發行し得ることになつて居る。

肥料國策を樹立することは我黨多年の要望にして、特に我國肥料消費額の三分の一を占むる確安の製産擴充を圖り、需給の圓滑價格の公正を期することは産業の發展と國防の安固を期し、國際貸借の改善に資し、農村經濟の安定をなす上に於て現下の急務とする處である。

我國の如く耕地面積減少にして且人口の極めて稠密なる國に於ては農業經營の方法は益々多角形となり、集約的となるは必然の勢にして、之が爲肥料の消費高が年々増加すること又止むを得ざる事である。而して昭和十一年國內の販賣肥料消費額約四億五千萬圓中確安の消費額は一億五千萬圓にして總消費額の三分の一を占め、之が需給關係に其の價格の如何は直ちに他の肥料の價格に重大なる影響を與ふること勿論にして、農業經營費現金支出額中購入肥料の割合は實に三五%に當り農業經濟上最も注意を拂はなくてはならぬ。

昭和八肥料年度より昭和十一肥料年度迄の確安の生産消費を示せば次の如くである。

肥料年度	生産數量	消費數量	差引不足額
昭和八	七五三	九八五	二三二
同九	八八四	一、一七二	二八八
			三五

同十 一、一八〇 一、三五九 一七九
同十一 一、三三〇 一、六四五 三一五

右の表に依れば硫安の消費料は毎年約二十二萬噸の増加をなし國內の生産を以てしては年々二十五萬噸の不足を生じ自給自足の域に至らず、外安の輸入に依り不足を補ひつある現情にして、本肥料年度に於ては硫安の消費見込額百九十萬噸なるも國內生産額百五十萬噸之に滿洲より入る十八萬噸を加ふるも尙且二十二萬噸は外安の輸入に俟たねばならぬ。政府は本法に依り五ヶ年後に於ける硫安の自給自足を圖る可く硫安製造會社の保護助成をなすも果して所期の目的を達し得るや頗る疑問とする。硫安製造に就ては姑息なる方法に依らず國內の供給を計ると共に海外市場に進出し硫安の海外輸出に依り現下の國際貸借に寄與すべきである。

尙政府が肥料製造業に對し特別の保護助成をなすに當り増産計畫完成後は、硫安公定價格を決定するに當りては製造業者本位に決定せず公正妥當なる價格に依り需要者たる農家に豊富低廉なる肥料の供給をなし得る様切望して止まないものである。

硫安に對する増産計畫は樹立せられたるも、過燐酸石灰に對し何等の方法も講ぜざるは遺憾とする所である。元來過燐酸石灰の原料たる燐礦石は殆ど海外よりの輸入に依る

給ト海外輸出ノ促進ヲ計ルベシ

五、政府ハ速カニ過燐酸及加里肥料ノ供給確保並ニ價格ノ公正ヲ期スベキ對策ヲ樹立實行スベシ

四、飼料配給統制法

最近の飼料事情を考察するに事變勃發以來人馬の應召徴發等に因りて、販賣飼料に就いても國際收支の調整其他の事情に依る輸入の困難、軍用馬糧の需要増加等に依り供給に不足を來たす虞ある等、此飼料問題に就ては農村に於て多大の關心を寄せて居る實情である。

本法案の骨子とする第一點は、政府が飼料の需給の圓滑及び價格の公正を圖る爲めに必要ありと認めたる時は、適當なる機關に對し飼料の輸入と配給の統制とを行はせ得ることとし、此事業を行ふ機關を政府が適當に監督して行く事にしたこと、差當り在來の飼料輸入業者、取扱業者其他を株主とした資本金三百萬圓四分の一拂込の飼料取扱株式會社を作らせ、之に飼料中最も緊要な玉蜀黍(年額三十萬噸)高粱(十五萬噸)等を滿洲國より一手輸入せしめんとする點である。

第二點は、配給統制の完璧を期する爲に、必要に應じて政府が飼料及其原料品の輸出入、又は飼料の販賣若くは使用に關して命令を爲し得ることを規定せる點である。能ふ限り飼料の國內増産に努め又飼料取扱會社も從來の統

ものにして、最近輸入困難の爲原料の不足を來し過燐酸石灰は著しく暴騰せしを以て之が對策も怠つてはならぬ。尙ほ殆ど全部が外國よりの輸入に俟つて居る加里鹽に就ては特に研究の必要がある。

肥料検査に就ては現在検査官を設置し居るも、質の検査のみにて量に對する検査なき爲動もすれば内容量に就て缺くる處あり、將來検査の改善をなし遺憾なからしむるを要する事と思ふ。

以上本法は必ずしも満足す可きものに非ざるも肥料政策上重要な事にして然も最も急を要する事なるを以て左の附帶決議を附し通過せしめたのである。

附帶決議

- 一、政府ハ速カニ化成肥料、調合肥料等ニ對シ適當ナル統制ノ方策ヲ講ジ肥料價格公正化ノ徹底ヲ期スベシ
- 二、政府ハ重要肥料ノ價格公定ニ關スル公正妥當ナル客觀的基準ヲ設立シ且公定價格ノ純粹化ニ努メ肥料價格ノ確正化ヲ期スベシ
- 三、政府ハ肥料ニ對スル行政機關統一ト共ニ現下肥料界ノ實情ニ則應スル肥料行政ノ遂行ニ遺憾ナキ態勢ヲ整備スベシ。
- 四、政府ハ新設日本硫安株式會社ニ對シ可急約速カニ硫安生産施設ヲナサシメ國內ニ對スル硫安ノ豊富低廉ナル供

五、臨時農村負債處理法

支那事變に因る戦死傷者、遺族、家族にして農山漁村に居住するもの、經濟更正を圖る爲め從來の負債處理制度を擴充し其の負債を處理せんとするものである。本法の内容は、

- 一、新たに道府縣に臨時負債處理委員會を設け戦死傷者、遺族、家族の負債に付き條件緩和の幹旋及負債處理計畫を樹立すること
- 二、市町村又は産業組合中央金庫は戦死傷者、遺族、家族又は負債整理組合に對し特別の融通を爲すこと
- 三、日本勸業銀行、農工銀行又は北海道拓殖銀行(融資銀行)は戦死傷者、遺族、家族に對し特別の融通を爲すこと
- 四、市町村、産業組合中央金庫又は融資銀行が特別の融通をなしたる爲め損失を受けたるときは農村負債整理資金特別融通及び損失補償制度と同様に損失補償を爲すこと

但し其の補償の割合は二倍に引き上ぐることに

四十億を突破する農村の負債整理に關しては現在農村負債整理組合法が實施されてゐるが、それと別個に支那事變に因る戦死傷者、遺族の負債を處理するものにして、必ずしも負債整理組合を通ぜずとも道府縣臨時負債處理委員會の議を経て市町村、産業組合中央金庫、又は融資銀行より

四分一厘の低利の金を直接貸付ける。而して之に對する政府の損失補償限度が二倍に引き上げられたから戦死者、遺家族に對しては何の懸念することなくどしどし貸付をなし遺家族の生活安定を圖ることが出来る。吾黨は現下の時局に當り最も必要なることとして本法の成立に努力したのである。

六、漁業法中改正法律案

漁業組合は現在其の數四千であつて、曩に漁業法の改正に依り漁村經濟更正上重要な役割をもつたが、金融機關として充分の機能を發揮することが出来るので今之を改正して産業組合中央金庫に加入せしめ金融の道を開くこととしたのである。我國漁村の金融状態を見るに沿岸漁業に従事するもの仕込資金は約二億圓にして一戸平均四百圓、而も利率は年八分より三割二分の高利である。漁村に於る相互金融の途を開き資金供給の圓滑を圖るとは最も急務である。なほ時局の影響に依り棉花暴騰の結果魚網に支障を來し又は漁の輸入社に依り漁獲高が減じ、重油の價額騰貴に依り漁業者の負擔過重となり、漁民の生活益々困難ならんとす、政府は漁村政策に對し一段の考慮を拂はねばならぬ。吾黨は次の附帶決議を付し本法の通過をはかつた。

附帶決議

圓餘の特別融通をなし相當成績を挙げたるが、尙ほ固定債權を有し、是が資金化を要する爲め、融通期間を三ヶ年延長し、組合金融の疏通を圖ることとしたのであつて、農村金融の必要上本案の成立を見るに至つたのである。

九、産業組合自治監査法

本法は第七十回帝國議會に提出せられ貴族院にては通過したるも衆議院の解散の爲め委員會に附託せられた儘不成立に終つたものである。

本法の骨子は産業組合をして産業組合監査聯合會と云ふ法人を組織せしめ監査員を設置し、監査員は組合の事務所を臨み諸般の調査をなし、監督を行ふことになつてゐる。吾黨は産業組合が農村の中樞機關として農山漁村經濟更生の爲め健全なる發達を希望し本法に賛成したのである。

第二節 産業問題

一、電力管理法外二件

電力資源の開發並に其の供給は國防上産業上且又國民經濟上重大なる關係を有するものにして國家的公共的見地に立ちて適切な計畫を樹立し電力の豊富低廉を圖ることが國策の眞精神でなければならぬ。それには自由競争に任せ、多數の營利會社の分立經營に委ね、連絡統一を缺き、

一、政府ハ漁業經濟ニ關スル根本的調査ヲ行フト共ニ沿岸漁業ノ調整及ビ培養ニ力ヲ用ヒ更ニ海岸漁業ノ發展ニ付テモ充分ナル調査研究ヲ行ヒ漁村振興並ニ水産業ノ發展ニ關シ諸般ノ積極的施設ヲ行フコト

二、燃料礦油市價ノ暴騰ハ水産業ノ前途ニ一大脅威ヲ與ヘ漁村經濟ヲ破壊スルノ惧レアリ政府ハ從來ノ礦油關稅免除廢止ノ對策ノ外ニ更ニ積極的ノ漁業用燃料對策ヲ樹立實行スベキコト

七、産業組合中央金庫法中改正法律案

産業組合中央金庫は産業組合金融の中樞機關として其の使命の達成に努めて居たが、漁村金融に付ては漁業組合があつても其の中樞的金融機關なき爲め其の活動意の如くならず遺憾の點が多かつた。よつて今回中央金庫の資本金も五百萬圓増加し漁業組合及び漁業組合聯合會の加入の途を開き漁業者に金融の便を與へたのである。(漁業法中改正案照)

八、産業組合中央金庫特別融通及損償失補法中改正法律案

信用組合及び信用組合聯合會は農村金融機關として重要な地位を占めて居るが、其の貸付金が經濟界不況の爲め固定したので、産業組合中央金庫が政府の損失補償の下に所屬信用組合聯合會又は所屬信用組合に對して既に五千萬設備の重複等不經濟なる現在の經營方法を一新し、國家的綜合統制により單一意志の發動による合理的統制的經營によらねばならぬことは既に國論の一致したる所である。吾黨は重大なる時局に際し電氣事業の本質に鑑み本案の内容を検討し適當なる修正を加へ之が成立を圖つた。

○電力管理法の修正

第一條 原案に對し衆議院は「電氣の價格を低廉にし其の量を豊富にし之が普及を圖滑ならしむる」旨追加規定したが貴族院に於て政府原案の通り復活した、然し結局兩院協議會に於て衆議院修正の通り決定した。

電氣の價格を低廉にし其の量を豊富にし之が普及を圖滑ならしむることが本法の目的である以上これを法文に明記し目的の遂行を圖ることを當然とし此の修正を爲した。

第四條 「政府は其の管理に屬する發電又は送電を爲す者に對して發電又は送電の方法に關し管理上必要な命令を爲すことを得」と規定しあるが之に左の一項を加へた。

「前項の命令に依り生じたる損害は政府之を補償す」

衆議院に於て附則に左の一項を加へた。
「日本發送電株式會社が第二條の規定に依り發電又は送電を行ふ場合に於て第二條の規定施行の際現に存する電力需給の契約は日本發送電株式會社之を繼承す」

然るに貴族院に於て左の通り修正した。
日本發送電株式會社が第二條の規定に依り發電又は送電を行ふ場合に於て其の發電又は送電に關する電力需給の契約にし

て第二條の規定施行の際現に存するものは日本發送電株式會社之を繼承す

最後に兩院協議會に於て貴族院修正通り決定した。從來特に低廉なる電力の供給をして居るものが本法施行の結果却て料金の昂騰を見るやうなことは地方に於ける既存の利益を擁護する上より之を避く可きである、依てこのことを附則に規定したのである。

附帶決議

一、電力ノ價格ヲ低廉ニシ、其ノ量ヲ豊富ニスルハ電力國家管理ノ主眼目的タルニ鑑ミ本法ノ運用ニ當リテハ極力之ガ實施ヲ期シ以ツテ國民生活ノ安定ニ資スルハ勿論生産擴充ニ支障ヲ來サザル機電源開發ニ努ムルコト

一、電力管理法ニ基ク電力管理ニ當リテハ政府ハ國策的ノ重要事項ヲ決定スルニ止メ電力業務運營ニ關シテハ發送電株式會社ヲシテ民營ノ獨創的機能ヲ發揮セシムルコト

一、電力管理法第五條ノ規定ニ依ル審議會ノ構成ニ付テハ産業界經濟界ノ權威者並ニ消費者代表ヲモ加フルコト

一、公營電氣事業ニ關シテハ從來ノ運營ヲ考慮シ地方財政計畫及社業方針ノ遂行ニ支障ヲ來サザル様努ムルコト

最後に兩院協議會に於て第二號中年限を過去十年に改め他は衆議院修正の通り決定した。

第十五條は出資に對し與へられたる株式に對して日本發送電株式會社が買入代價を交付する場合の事を規定したるもので衆議院は次の如く修正したのである。

第三項ハ左ノ通り修正シ第四項ヲ加フ

第三項 第一項ノ買入代價ニ付テハ出資者ノ同意アル場合ニ於テハ日本發送電株式會社ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ發行ニ係リ政府ノ支拂保證アル社債權ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得

第四項 前項ノ社債ニ付テハ政府ハ元利ノ支拂ヲ保證スルコトヲ得

以上衆議院の修正に對し貴族院に於ては政府原案の第一項に於て「勅令の定むる所に依り」を削除し尙ほ衆議院にて修正したる第三項中「出資者の同意ある場合に於ては」及び「其發行に係り」を削除した。

最後に兩院協議會に於て第一項中「勅令の定むる所に依り」は貴族院の修正通り削除することに決定し

第三項 ハ左ノ通り決定シ其他ハ衆議院ノ修正通りトナシタ
第三項 第一項ノ買入代金ニ付テハ出資者ノ同意アル場合「又ハ特別ノ事情アル場合」ニ於テハ日本發送電株式會社ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ支拂保證アル社債權ヲ以テ「時價ニ依リ」之ヲ交付スルコトヲ得其ノ社債權ノ發行ニ付テハ勅令ヲ以テ別段ノ定メヲ爲スコトヲ得

一、電力管理法實施ノ結果租稅公課公納金ノ減少ニ因リ地方財政ニ影響ヲ及ボス場合ハ適當ノ方法ニ依リ補給ノ途ヲ講ズルコト

一、電力管理法第三條ノ規定ニ依リ決定スベキ發送電株式會社ノ受給料金ハ現ニ存スル料金ヲ基準トシ電力ノ性質及受給地點其ノ他ノ受給條件ニ依リ之ヲ定ムベシ

一、發電用水ノ利用ト他ノ水利事業トノ調節ヲ圖ル爲メ適當ナル調査機關ヲ設置スベシ

○日本發送電株式會社法案の修正

第九條の政府原案たる出資の目的たる設備の價格決定に對し左の通り衆議院に於て修正した。

出資ノ目的タル設備ノ價格ハ左ノ各號ノ金額ノ和ノ二分ノ一ニ相當スル金額ニ依リ之ヲ算定ス

一、當該設備ノ建設費ヨリ減價銷却金額ヲ控除シタル金額
二、當該設備所有者ノ過去三年間ニ於ケル建設費ニ對スル益金ノ平均割合ヲ出資設備ノ建設費ニ乘ジタル金額ヲ一定ノ利率ヲ以テ還元シタル金額

前項ノ建設費、減價銷却金額及益金ハ電力評價委員會ノ議ヲ經テ主務大臣之ヲ決定ス第一項第二項ノ一定ノ利率ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

以上衆議院の修正に對し貴族院に於て第二號の過去三年とあるを「過去五年」に修正した。

尙ほ兩院協議會衆議院協議委員議長より本議場に於て左の報告があつた。

第十五條の第三項「特別の事情ある場合」と云ふことに付きましては特別の事情ある場合は本會社が事業遂行の爲め相當多額に社債を發行して市場狀況が現金交付の爲め新社債を發行して資金を調達することを認めざる場合及び金融市場の狀況社債募集に適せざる場合等を意味することに政府と話を致したのであります又第十五條第三項の「勅令の定むる所に依り」の中には社債の交付價格は交付前六ヶ月間の平均相場を標準と爲し得ること及び株式買入申込の時期と社債交付の時期との間には六ヶ月迄の期間を置き得ることを含むと云ふことに話を致しまして右の通り決定致しました。

第二十一條の次に左の一條を加へ第二十二條を第二十三條とした。

第二十二條 電氣事業を監督する官廳の官吏たりし者は職を退きたる後五年間日本發送電株式會社の役員と爲り又は其の給與を受くる事務に従事することを得ず貴族院に於ては日本發送電株式會社の役員と爲り「又ハ其ノ給與ヲ受クル事務ニ從事スルコトヲ得ズ」を削リ「ることを得ず但し主務大臣に於て特に必要ありと認めたる時は此の限りに在らず」と修正した。

最後に兩院協議會に於て衆議院にて規定したるものに「但し主務大臣ニ於テ特に必要アリト認めタル時ハ此ノ限リ

ニ在ラズ

第二十八條は日本發送電株式會社が政府の管理に要する経費を負担する規定である
第三十二條は日本發送電株式會社に對し所得税、營業收益税免除に地方税賦課に關する規定である
右二條は衆議院に於て削除したが貴族院に於ては政府原案の通り復活した
最後に兩院協議會にて衆議院の通り削除に決定した

第三十三條 日本發送電株式會社ノ毎營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ニ達セザルトキハ政府ハ初營業年度及爾後十年間ヲ限リ之ニ達セシムベキ金額ヲ補給スベシ
但シ其ノ額ハ每營業年度ニ於テ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スルコト得ズ

右條文中百分ノ四ノ割合に達せざるとき次に(利益金なきとき及缺損を生じたる時を含む)を加へ但書を削つた

日本發送電株式會社に對し利益金の有無に拘らず百分ノ四の割合に達する迄政府が補給すること即ち四分の配當保證をなすことに依り株式を堅實にし會社内容の充實を圖り國策に順應せしめんとするのである

附帶決議

六、商業組合中央會を法人とし之に關する規定を設くること
商業組合は昭和七年商業組合法施行せられて以來滿五年餘の歳月を経現在千六百五十三の組合と十三萬八千二百五十六名の組合員を有し、出資總額二千二百七十一萬六千四百七十二圓と云ふ驚異的發展を遂げ組合事業經營亦著しき充實を示し中小商業の更生振興と國民經濟の發達に寄與する處頗る大なるものがある

然るに時勢の進運に伴ひ現代配給機構の指導的使命を有する中小業者を保護振興せしめ配給組織完備、物資供給の調節適合を圖るには法律の整備統制、機構の擴充強化も避く可からざる措置と認め多年中小業者の更生振興に努力し來つた我黨は本法案に對し左の附帶決議を附し原案に賛成可決した

附帶決議

一、現今ノ組合制度ノ全般ニ亘リ再檢討ヲ爲シ之ヲ統合調整スル爲關係法律ノ改正ヲ行ヒ組合制度ノ完璧ヲ期シソノ組織機能ヲ充分活躍セシムベシ

一、政府ハ本法案第二十七條ノ二ニ依リ新タニ商業組合ノ設立ヲ命ズル場合ニ於テハ其地區内ニアル他組合ノ實情及關係ヲ考慮シ特ニ慎重ヲ期スベシ

三、日本産金振興株式會社法

一、政府ハ毎年相當金額ノ經費ヲ計上セシメ農村電化ノ速進ヲ圖ルヘシ

電力管理ニ伴フ社債處理ニ關スル法律案

附帶決議

電力管理ニ伴フ社債處理ニ關シテハ政府ニ於テモ責任ヲ以テ慎重考慮シ特ニ外債ニ就テハ國際信用ヲ失墜セザル様注意スルコト

二商業組合法中改正法律案

我國中小商業の實狀に鑑み商業組合事業の範圍を擴張し其統制強化を圖ると共に商業組合に對する監督を徹底し尙ほ商業組合の普及發達及び聯絡を圖る爲め指導機關たる商業組合中央會に關する規定を設けたのであつて其の主要なる事項は左の如くである

- 一、當該商業の統制を圖り國民經濟の健全なる發達を期する爲め特に必要ありと認むる場合には統制事業のみを行ふ商業組合の設立を命じ得るものとする
- 二、組合の事業範圍を擴張すること
- (一) 組合員に對する債務の保證を認むること
- (二) 商品券の發行を認むること
- (三) 倉庫證券の發行を認むること
- 三、組合に對する監督規定を整備すること
- 四、組合の統制確保に關する規定を整備すること
- 五、地區商業組合及商店街商業組合の設立の要件を緩和すること

産金の増加を圖る爲め半官半民の會社を設立し産金事業に對し資金の融通、投資、又は貸付處理の爲めの製鍊場の設置その他鍊産物、鍊業用器具機械の賣買、金鑛山の調査鑑定等をなさしむるもので會社の資本金を五千萬圓とし内二千五百萬圓を政府で出資し、全額拂込前にも増資を爲し又は拂込金額の五倍迄政府保證の社債券發行を認め民間所有の株式拂込金額に對し年四分の配當補給をなし、所得税、營業收益税の免除をなす等特別の保護をなさんとするものである

時局の必要に應ずる爲め曩きに第七十一回帝國議會に於て金の増産獎勵施設を擴充すると共に産金法を制定した以來稍や産金額の増加を見つゝあるも更に積極的開發を圖り、内地、朝鮮に於て今後四ヶ年間に現在年産六十五萬噸(約二億圓)を百三十一萬噸(約五億圓)に増産せんとするものである
吾黨は現下内外の情勢に鑑み左の附帶決議を付して賛成可決した

附帶決議

一、日本産金振興株式會社ノ設立ニ當リ役員ノ選任ニ關シテハ、監督官廳ノ官吏ヲ選任スベカラズ

一、日本産金振興株式會社ノ事業開始後ニ於テ製鍊場並ニ選鍊場ノ設置ニ關シテハ中小鍊業ノ開發ニ適當ナル

場所ヲ選ブベキテ可成多數設立スベシ

四、石油資源開發法

本法は國內石油資源の開發を爲め石油鑛業者に對し
試掘助成金を交付し鑛區の開發方法に付いて鑛利保護上業
者間の協議をなさしめ又は協議調はざるときは政府に於て
之を決定し軍事上又は資源開發上必要ありと認むるときは
業者に對し採油の制限又は増加試掘等を行はしむるもので
ある。

平時我國に於て消費する液體燃料は四百七十萬通にして
其消費量の九割は外國に依存し政府の計畫の通り人造石油
の増産を爲すも消費量の半にも達せず而も石油の消費量は
年と共に増加しつゝあるので天然石油の開發は焦眉の急務
である、吾黨は液體燃料國策に付ては夙々政府にその對策
を要望した處より左の附帶決議を付し本案に賛成可決した

附帶決議

- 一、政府ハ昭和十三年度分ヨリ助成金ヲ多額ニ増加シ割
期的試掘ヲ行ハシムベシ
- 二、政府ハ本法第三條ノ施行ニ當リテハ利益ナキ者ヨリ
ハ之ヲ徵收セザルコト
尙ホ納付金ガ助成金ニ達シタル時ハ之ガ徵收ヲ打切ル
ベシ

五、航空機製造事業法

航空機の國防上並びに産業上に於ける重要性に鑑み航空
事業を保護助長の爲め適當なる監督統制を加へ以て優秀且
つ低廉なる航空機を豊富に供給するための準備法である。
要點は航空機製造事業を政府の許可制度となし、業務を政
府の監督下に置き、事業計畫を政府に届出でしめる等の規
定をなし航空機技術委員會、航空機製造事業委員會を設置
して本法の運用に參加せしむる旨を規定したること等であ
る。原案可決。

六、有價證券業取締法

有價證券買賣の自由營業より生ずる弊害を除去するため
これを免許制度となし、五年間の免許年限、免許料の納付
等を規定し、一年以下の懲役、又は三千圓以下の罰金等の
重き罰則を付したものである。原案可決。

七、有價證券引受業法

前法案同様、有價證券引受業を免許制度となし、資本金
二百萬圓以上の株式會社に非ざれば本業を営むを得ざること
とし、五千圓以下の罰金に處せらるることとなつてゐる
その他の罰則を含むものである。原案可決。

八、工作機械製造事業法

本法は戰時國防産業上の見地から一定規模以上の工作機
械製造事業に對し
(イ)始業以後五年間所得税及營業收益税及び附加税を免除し、

(ロ)設備償却金の補給を爲し、(ハ)必要なる器具、機械又は材
料の輸入税を免除し、(ニ)増資、社債發行等に關し法律上特殊
の便宜を與へ、(ホ)外國品の競争に對し輸入制限、又は保護關
稅の賦課を爲し、(ヘ)指定機械の試作に對し獎勵金を交付し、
(ト)政府の爲したる命令に基因して生じたる損失に補償を與へ
その他監督指導取締の規定を爲したるもの。原案可決

九、陸上交通事業調整法

交通事業の發達に伴ひ事業相互の聯絡を欠き又は重複併
立して無用の競争を爲し、爲めに資本の浪費、資材の浪費
を見つゝある實情に鑑み、主務大臣に於て必要と認めたる
時は内閣の直屬として新設さるべき交通事業調整委員會に
諮り、之等事業の調整を圖る爲め一定の地域を定めて右地
域内の地方鐵道、軌道、自動車運輸事業等を営む會社、個
人又は自治體等に對して

(イ)會社の合併又は設立、(ロ)事業の讓受又は讓渡、(ハ)共同
經營、(ニ)事業の管理委託又は受託、(ホ)運輸上協定等を勸告
又は命令する事を得る
と云ふのが本法の趣旨である。修正可決。

十、重要鑛物増産法

本法は國防産業上最も重要な鑛物の増産を圖るを目
的とし現に鑛業権を有し乍ら事業を開始せざる睡眠鑛區の
開發、中止せる事業の繼續、錯雜併立せる鑛區の整理、鑛業
権者相互の協調を圖り鑛業権者に對し事業の新設、擴張

若くは改良を命じ得ること及び業者間の協調成らざる場合
の政府の裁定又は決定並に増産に關する施設命令、損失補
償等に付ては重要鑛物委員會に附議すべきこと等の規定を
含むものである。
我國の重要鑛物資源は相當の埋藏量を有し施設其宜しき
を得ば増産の餘地がある。左の附帶決議を付し、原案可決。

附帶決議

- 一、從來買鑛ニ當リ弊害頗ル多シ政府ハ之ガ監督ヲ嚴重
ニスベシ
- 二、政府ハ本法ヲ活用シ睡眠鑛區ノ開發ニ努力スベシ
- 三、低品位ノ金鑛石ヲ處理スルニハ現在ノ價格ニテハ増
産ノ見込ナキヲ以テ政府ハ相當額ノ補助金ヲ交付スベ
シ

第五章 外交及拓殖

問題

帝國外交の基調は、日滿支三國の提携を樞軸とし、東亞
和平の確立を期し、以て世界平和に貢獻するにありと信ず
而してこの理想への推進力として、日、滿、支三國提携の
中心勢力たるの實力を有するもの、東亞の現状より見て我

日本を指して他にないのである。即ち帝國外交は東亞安定の中心勢力たるの強き確信を以て、東洋に於ける列國外交を指導すると云ふ自主的立場を堅持して進まねばならぬと信する。

帝國政府は、一月十六日「蔣介石政権を相手とせず」との帝國の強き態度を聲明し、併せて列國の同政權援助政策等について一の示唆を與ふところあつたが、右の政策を今後一層推し進め、東洋の關する限り國際外交の指導權を確立するの方向に向つて邁進せねばならぬ。吾人は今期議會を通じて、現外交當局者に、果してこの確信と信念ありや否やを疑はざるを得なかつたので數次質問検討を試みたのである。

更に、世界外交の方針としては、右東亞外交の方途を推し擴め、日、獨、伊三國の防共協定を樞軸とし、獨、伊兩國との親善關係を愈よ緊密にすると共に、太平洋を挟む日米兩國の外交關係を増進し、舊盟邦たる英國の猛省を促して、日英の東洋に於ける利害を調整し、共產勢力の東漸を排除し、以て東亞永遠の和平確立に向つて我國國際關係を補正、誘導して行かねばならぬ。又列國をして國際政局に對する帝國の立場を諒解せしめ國際通商關係を調整して輸出貿易の障礙を除去し、之が振興を圖らねばならぬ。又日ソ漁業條約の修正問題、北樺

太利權事業等の調整を圖り、我既得權益を擁護すると共に不當なるソ聯邦の態度を是正せしめなければならぬ。以上の如き諸方策を基調として進むに當り、外務當局の最も留意すべきは外交の背景を爲す輿論の指導である。宜しく従来の追隨外交に必然的に伴つた、秘密主義外交の不適名なる傳統を一擲し、我外交上の要求は之を卒直大膽に國民に訴へ、輿論を指導し、輿論を背景として外に當る所謂國民外交を振起すべきである。獨り國際政治外交のみならず、通商貿易關係に於ても、國民の認識努力、忍耐を求め國民と共に難局打開に構進するの覺悟がなければならぬ、吾等が當局の猛省を促がして止まない所以である。

一、對支國策會社法案

皇軍の多大なる犠牲に依つて占據せる北支及び中支に於ける經濟の復興及び開發を圖りて蔣介石政権の長期抗戰に備ふると共に、日滿支三國の經濟提携と共榮實現の基礎を確立することは、我國の當面喫緊の要務である。唯その復興と開發とは一定の方針が無ければならぬ。即ち支那經濟の復興開發のために、日滿兩國の産業の發達を阻害し、その間に相剋摩擦を生じてはならない。依つて北支及び中支地方に於ける經濟の復興開發には或程度の統制を加ふる必要があり、それには統制の中央機關として大規模の國策

會社を作る必要があるのである。北支那開發株式會社法案中支那振興株式會社法案の二はこの目的を以て提出せられたものである。この兩國策會社の成敗こそは我國が赫々たる戰勝の効果を納めるか否か、眞に日支兩國の提携を成就し、滿洲國と併せて所謂日滿支經濟ブロックの完成、東亞安定の大偉業を達成し得るか否かの懸れる所で、見方によつては、第七十三議會に提案せられたる諸法律中最も重要な意義を有するものである。

(一)北支那開發株式會社法案 北支那開發株式會社は同法第一條にある通り「北支那ニ於ケル經濟開發ヲ促進シ其ノ統合調整ヲ圖ルヲ目的トシ」する會社で、本店を東京に置き資本金三億五千萬圓、半額を政府より出資し、残り一億七千五百萬圓を民間の出資に俟つものである。政府の説明によると會社の成立後大體一年位の中に政府の引受株全部を拂込濟となし民間の株式は設立當初の拂込四分の一に止むる方針である。本會社の業務は同法第十四條に規定せる通り、

- 一、交通運輸及港灣に關する事業
二、通信に關する事業
三、發達電に關する事業
四、殖産に關する事業
五、鹽の製造販賣及利用に關する事業
六、前各條の外北支那に於ける經濟開發を促進する爲特に統

合調整を必要とする事業

本會社過半数出資の數個の子會社を支那に作り、投資又は融資を爲すもので、大體民間の自由進出の範圍を廣くし且つ北支那各地に散在せる小規模の個人企業を壓迫する如きことをせざない。

本會社の役員は總裁一人副總裁二人理事五人以上及び監事二人以上で、又顧問若干名を置くことと規定がある。副總裁を二人とせるはその一人を現地に駐在せしめる爲めである。資本金は三億五千萬圓だが、拂込株金額の五倍迄、北支那開發債券を發行するの特權を有し、この開發債券の元利支拂は政府に於て保證する。政府は本會社の業務を監督し、又監理官を置いて同社の業務を監視せしめ、又監督上、國防上、或は北支那に於ける經濟開發を促進し、其の統合調整を圖る爲に必要な命令をなすことが出来る。一面毎營業年度に於ける投資及び融資に因る収入が年六分に達せざるときは政府は五ヶ年間一定の標準によつて配當補給を爲し、又開業後十年間免稅の規定を設けてゐる。

(二)中支那振興株式會社法案 中支那振興株式會社は北支那開發株式會社が北支那の經濟開發を主眼とせるに對し、中支に於ける經濟の復興を主たる目的とするものである。第一條にも「中支那振興株式會社ハ中支那ニ於ケル經濟ノ復興及開發ヲ助成スルヲ目的ト」とすと定めてある。日本の

國籍を有する會社だが、本店を上海に置き、資本金一億圓其の半額を政府出資とし、残半額を民間に出資せしめる。政府の出資は現金の外現物を以ても拂込に充當し、現物出資は全額拂込とするが、現金拂込の分は民間出資同様四分の一に止むる豫定である。

會社の業務は同法第十二條に掲げてある通り

- 一、交通及運輸に關する事業
- 二、通信に關する事業
- 三、電氣、瓦斯及水道に關する事業
- 四、殖産に關する事業
- 五、水産に關する事業
- 六、前各號の外中支那に於ける公共の利益又は産業の振興の爲必要な事業

等の子會社を作り若くは直接に投資又は融資を爲し、特殊の事情ある場合に於ては政府の認可を受けて會社自らこれ等の事業を經營することが出来る。中支那振興株式會社は拂込株金の五倍を限り「中支振興債券」を發行する特典を有し、振興債券元利の支拂は政府之を保證する。本會社に對する政府の監督及助成に就ては北支那會社の方と略は同様であるが、免稅規定が設けて無い。

右兩會社とも七月一日開業の豫定である。我黨は此二大國策會社が帝國大陸政策の根幹たる重要性

に鑑み、特に會社幹部の人選に注意せられんことを要望し又尙且にも我國内の各種産業に悪影響を與ふることなく、日滿支三國が經濟上、産業上寸分の相剋摩擦無く、日本を中心として有機的一體結合の大理想を實現し、東亞和平の大使命を果たすに至らんことを懸望して賛成可決した。

二、東洋殖殖株式會社法中改正法律案

改正の要旨は、

(イ)會社の營業地域が「朝鮮及外國」とあつたのを「内地以外の地域」と改め(ロ)一時廢止せられた副總裁制度を復活し(ハ)拓殖債券の發行限度を資本金の十倍なりしを十五倍まで擴張する。

等であつて最近滿洲北支等の開發に關聯して同會社事業の發展、複雜性に對應せしめん爲めの改正である。特殊會社へ老朽無能の官僚が天降り爲めに會社の能率を減殺しつゝある惡例に鑑み、

一、東洋殖殖株式會社の總裁、副總裁は監督官廳の官吏より任命することを避くべし。

との附帶決議を爲し、原案可決。

三、樺太地方鐵道補助法中改正法律案

本法の改正は現在補助を受けて居る樺太鐵道株式會社經營の落合、敷香間、南樺鐵道株式會社經營の新場、留多加

間の二線に對し現行補助期間十五年を更に五年間伸長するもの。原案可決。

第六章 内政及社會問題

問題

第一節 内政問題

一、國家總動員法

戰時經濟體制の樹立が叫ばれ、且つ實行に移されつゝある際、何等かの形で戰時政治體制が行はれる事は止むを得ざる成行きである。

吾黨に於ても夙に之を認識し、現在の國際狀勢から豫想される、ところの將來戰の場合を想定し、國家總動員方策の具體化を豫て考究中であつた。

但し本法は相當重大なる權限を行政に委任するの結果とならざるを得ず、若し一步運用を誤れば國家の爲め取り返しのつかぬ重大事態をも招來し兼ねまじき重大且つ危険な立法である爲め、之が取扱ひは慎重の上にも慎重にせねばならぬとしてゐるのである。殊に本法の規定中には、

- 一、憲法第二章の人民の權利、生命、財産、自由、言論等に関する極めて廣汎なる立法事項を命令の規定に委任したるこ

と。

一、國民の權利義務に關する重要事項の晦迷不安定は國民の不安不一致を生じ國民の自發的協力作用を阻害し、總動員の目的に逆行するの懸念ある事。

一、如斯廣汎なる權限を含む大法律の運用を、獨善的、官僚群に委ねる事に不安ある事。

等の爲め、吾黨としては、法案自體の歴史的的重大性に鑑み且つ國民代表の責務に省みて本會議及び委員會を通じて熱心且つ果敢なる検討を續けた結果政府、主として近衛首相から、

一、議會直後から施行するもその全部を直ちに發動せしめず

二、本法實施の場合の計畫、範圍並に委任命令の内容等に關しても能ふ限りの説明を爲し

三、官吏制度改革を斷行し官場弊風を打破し、官民一途の協力によつて本法の圓滑なる運用を爲す事

四、本法施行は常に時の内閣直接の責任に於て爲し、總理大臣は總括事項に就ては凡てその責に任すべき事

五、憲法政治擁護に關する信念を披瀝し、將來も本法の惡用によつて憲政を危ふくする如きことなかるべき事

六、政府に白紙委任狀を渡すが如き虞れを避ける爲め、國家總動員審議會委員の過半数は貴、衆兩院議員より任命し、重要事項に參畫するの道を開くこと

等々の説明を得、幾分從來の疑念を解くを得たので黨内各機關で熟議研究を重ねた結果

(一)政府の言明で幾分疑點を氷解したる事。(二)國防に關する重要事項多き事。(三)本法が不成立に終るが如き事あれば支那は勿論、列國に對して國內不一致、不統制の印象を與ふる虞れのある事。

等の諸點から大局的觀點に立つて本法を無修正で原案のまま賛成したのである。

本法の内容は全文五十條より成り、(イ)國家總動員の定義、(ロ)總動員物資、及び總動員業務に關する規定、(ハ)戰時勞務及び物資並びに資金に關する措置、(ニ)戰時の際、土地、設備、無體財産權等に關する措置(ホ)戰時事業統制、價格統制に關する措置(ヘ)新聞紙出版物に關する措置に分れ平戰兩時に適用される總動員準備規定として、國民登録、技能者の養成、物資保有、總動員に關する計畫の設定及演練、試験研究、事業助成、補償及び補助金交付等の規定をなし、外に罰則、國家總動員審議會に關する規定がある。現在の軍需工業動員法、臨時資金調整法、輸出入品等の臨時措置に關する法律等戰時準戰時臨時經濟立法の主要事項を凡て内包してゐる。本法施行と共に軍需工業動員法は廢止される。なほ軍需工業動員法及工場事業場管理令(勅令)によつて現在行はれてゐる軍需品工場管理等を支障なく繼續實施する爲め本法第十三條即ち

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定

の福祉増進は元より大切であるが、之等法案の内容に眞に民衆に與へられる何物が盛られてゐるか。唯、吾黨としては時局の推移に鑑み近き將來に之等統制立法の必要が豫想されぬでもないと思ふ點、又學國一致的體制を破らざる意味から大局的に之に賛意を表したもので決して之に満足して賛成したものでない事を一言せねばならぬ。

一、國民健康保險法

本法は第七十回帝國議會に提案せられ衆議院に於て一部修正せられ貴族院委員會に於て衆議院の修正通り可決されたが衆議院の解散に依り遂に不成立に終りしものである。本法の内容は

一、相互共済の精神に則り保險組合を設置せしめ療養の給付をなすしむるを目的とし、組合を普通組合と特別組合との二種とし、普通組合は市町村を區域とし其區域内の世帯主を以て組合員とし、特別組合は同一の事業又は同種の業務に従事する者を以て組合を組織す。尙農山漁村に於て營利を目的とせざる社團法人(主として産業組合)にして相當の經驗と訓練を有し本事業を完全に遂行し得る能力を有するものがある場合は、監督官廳の許可を受け國民健康保險組合の事業を代行するを得ることになつて居る。

二、組合員は任意加入を原則とするも普通組合に於て三分の二以上の加入ある場合に限り必要ある時は其地區内の者を總て組合員となすことを得ることとしてゐる。

ムル所ニヨリ總動員業務タル事業ニ屬スル工場、事業場船舶ソノ他ノ施設マタハコレニ轉用スルコトヲ得ル施設ノ全部又ハ一部ヲ管理、使用又ハ收用スルコトヲ得といふ條項を直ちに發動することになつてゐる。可決。

二、市街地建築物法中改正法案

都市に於ける土地利用の整理、建築物の用途の統制を期すると共に、防空、防火及び保健衛生上の見地より住居専用地區の創設、工業用地の創設、高度地區の創設、空地地區の創設、防空上の新措置、道路幅員の擴大等を規定したものである、原案可決。

第二節 社會立法

幾度か國內社會正義を高唱した近衛内閣として社會立法の貧困が叫ばれたが、本議會を通じて社會立法はその數に於て、量に於て決して貧困とは云へない、唯その質に於ては實に貧困なりと云はざるを得ない。今議會を通じて提出された之等社會立法の内容は大部分民衆の福祉を増進する爲めに民衆に何物かを與へると云ふよりは、必要の度を越えたる妄想的、乃至模倣的統制主義の現はれと見らるゝもののがかなり多い。入營者、出征者等

三、保險給付は療養、助産、葬儀の三種類とし給付の範圍程度支給期間等は組合の實情に應じ自治的に之を定めしめ、尙被保險者の健康を保持増進する爲め傷病の豫防等の施設を爲し得ることとして居る。

四、保險料の率、算定方法及徴收方法は組合の自治に委ねるも組合員の資力の程度に應じ若干の等差を附し、又療養の給付に要する費用の一部を受給付者に負擔せしめることとしてゐる、又政府は之が指導監督をなし財政的に助成せんとするものである。

五、被保險者に醫療機關選擇の自由を與へ、醫療制度に影響を及ぼさざる事に注意し若し診料又は藥劑の支給をなす醫師、齒科醫師又は藥劑師の範圍を決定するに當ては地方長官の認可を要し、地方長官は之が認可に際し、官吏並に組合醫師會、齒科醫師會、藥劑師會より成る國民健康保險委員會の意見を徴すべきことを規定し、尙ほ組合と醫療機關との紛議に際しても同委員會に解決方を斡旋せしむることとしてゐる。

由來我國民の健康状態は諸外國に比し必ずしも良好ならず、特に最近壯丁の體格著しく低下したるは眞に寒心に堪えず、現行健康保險制度は工場、礦山及運輸事業に従事する勞務者を對象とする一種の強制社會保險制度にして現に被保險者數は三百萬人程度に過ぎない。故に國民の大多數を占める農山漁民と中小商工業者等の全部を包括する國民健康保險制度を速に實施せねばならぬ。凡そ農山漁村民健康不良の原因多々あるも醫療機關の普

及不完全なると醫療費支拂の困難なる事がその主なる原因である。之れが解決は我黨多年の主張である、即ち之が解決の爲めには本法を以て十分とは云ひ得ざるも尙相當の効果ありと認め左の附帯決議を附し賛成したのである。

附帯決議

- 一、政府ハ將來補助金ヲ増額シ國民健康保險組合普及ノ促進ヲ計ルベシ
- 一、國民健康保險法ヲ施行スルニ當リ、醫療内容ノ低下ヲ來サシメザル様特ニ留意スベシ
- 一、政府ハ第二十四條ノ規定ニ依ル規約ニ就キ規約例ヲ制定シ其ノ中ニ國民健康保險組合ハ診療以外ノ藥品及賣藥ノ給付ヲナスコトヲ得ザル旨ヲ規定シ且其規定ヲ欠クモノハ之ヲ認可セザルコトヲナスベシ

二、職業紹介法中改正法律案

本法案は勞務の管理調整を國家の掌裡に收めんとするものである。即ち從來市町村の公營に委ねられてきた職業紹介事業を國營に移し、事業の統一強化を圖り以つて戦後兵士の復員等の場合の勞務の調節、軍需事業勞務員の充足、編少を餘儀なくされた平和産業、従事員の轉職、傷痍軍人等の就職斡旋、生産力擴充の爲めの勞務の配備、國家總動員法發動の場合に備える爲めの職業能力の登録制度、其の他の調査實施等、要するに國家的立場から勞務の需給

を調節して行く事を目的とするもので、多數の勞務者を要する凡ての産業は將來勞務供給の上からも國家的統制を受けることとなる。改正の要點は

- 一、職業紹介事業を例外を除き完全に國營に移したる事
- 二、職業の指導、輔導を國家の手にて行ふ事
- 三、全國に約四百ヶ所(本年度に全國市都に約二百ヶ所を新設來年度に於て主として郡部に二百ヶ所を新設)の國立職業紹介所を設ける。
- 四、全國に五萬七千人餘りの聯絡員を設け各紹介所の聯絡を圖ると共に、人的資源即ち勞力資源の徹底的調査報告を爲さしむる市町村をして紹介事務の一部を行はしむる。
- 五、各府縣に職業紹介委員會を設置す。
- 六、豫算半年度約六百萬圓の内大體三分の一は地方負擔とする事。
- 七、私設營利事業、勞務供給事業、勞務者募集行為等に對する取締り規定、罰則等である。

我黨は時局に鑑み、又勞務調整の尤も緊要なる産業界の實狀に鑑み之を可決した。

三、商店法

本法は多年の懸案であり且つ從來國外におかれてきた商業の範圍に社會立法を押し進めたものであるが内容として一般商店の營業時間を午後十時迄とし且つ毎月一回店員に休日を取らざる事、五十人以上の店員を使用する大商店に於ては少年並びに女子の就業時間を一日十一時間以内

とし毎月二回以上の休日を取らざる事

を原則として規定し之を全國の都市に實施し、商業従事者殊に女子、少年並びに壯丁の保健に資せんとするものである、左の希望條件を付して可決した。

希望條件

- 一、本法實施ニ依リテ商店使用人ニ與ヘラルル餘暇ヲ精神修養ト體位向上ノ爲メニ善用スベキ適當ナル施設ヲ講ズベシ
- 一、商店使用人ニ對シ現行健康保險法ノ如キ社會保險制度ヲ設定スベシ
- 一、本法第三條第二項ノ特殊地域ハ極力之ヲ制限セラルベシ
- 一、本法ノ施行ニ當リ警察官ハ原則トシテ之ニ當ラシムベカラズ

四、社會事業法案

本法は從來地方的監督に委ねられてきた民間社會事業を國家的統制の下に指導し補助獎勵せんとするもので、法律の上に現はれた點から見れば極めて僅少の補助金(本法施行の經費を含めて豫算僅に五十四萬圓)を與へる事と中央地方に社會事業委員會を設置するの規定を設けたる外は指導監督に關する規定を爲したるに止まり、さして積極的の機能を發揮せしむるやうな何等の規定をもなされてゐないが、

本法そのものよりも、その趣旨を認めて可決した。

五、入營者職業保障法中改正法律案

今次支那事變に伴ふ召集解除者及び近く實施せられんとする在營年限延長等に對應し入營者の退營後に於ける再雇の途を一層確實にせんとするもので、改正の要點は

- 一、從來五十人以上の被雇者を使用する者に適用されてきたものを三十人以上を使用する者に迄適用範圍を擴め
- 二、雇傭の條件、即ち待遇を大體入營前のそれを下らない程度にすべき旨の規定
- 三、現行法にて再雇傭に關する規定の適用を受けざる退營者に就ても別に、就職保護の規定を設けた。

六、恩給金庫法

本法は第七十議會に審議未了となつたものを改めて庶民金庫法案と共に再び提案せられたのである。恩給年金擔保金融の問題は大正十二年現行恩給法制定當時の衆議院の附帯決議ともなり、又近くは昭和八年恩給法改正の際にも希望條項の一として決議が爲された程で、恩給受給者が金融業者の好悪な手段に泣かされて來た事情は周知の事で、速に適當な恩給金融の特殊機關を設置することの急務を痛感してゐた次第であつた。

本法の要旨は五百萬圓を政府出資、二千五百萬圓を民間

より出資する資本金三千萬圓の公益法人たる恩給金庫を設立し、初年度に五分の一を拂込ましめ、資金は主として「恩給債券」によりて之を賄ひ、當分は未拂込金の徴収を要せざる建前とし、恩給債券は拂込資本金額の十五倍を限度として發行し、預金部其他で引受くる豫定である。恩給金庫の業務は設立の眼目が成る可く低き金利を以て廣く受給者に貸付をなし、受給者をして經濟的な壓迫より免れしめ、以てその體面を保たしめ恩給年金給與の本旨を維持せんとする目的に出でるので、恩給及勳章年金を擔保とする貸付を主とし、之に伴ひ恩給及年金の代理受領に受領せる金銭の寄託の引受、前各號の業務に附帯する事業等を営むにあり、貸付の限度は恩給又は年金額の最高五ヶ年分まで貸付け得るが、普通は三ヶ年分とし、貸付利率は年九分の豫定である。

吾黨は本案審議の結果實際に則するやう、恩給金庫の業務機關を全國の都市農山村まで及ぼすやう、そして又恩給金庫の理事長、理事、監事等の選定を適切ならしむる爲めに夫れ等の任期、理事長、理事の「五年」を「三年」に監事の「三年」を「二年」に改め、且つ原則として、恩給金庫を監督する官廳の官吏たりしものは其職を退いた後五年間恩給金庫の理事長、理事、及監事たるを得ぬこととし又公務員等の遺族の受くべき恩給年金についても、その維

持確保について適當の修正を加へ且つ次の附帶決議を付し之に賛成した。

附帶決議

- 一、恩給金庫ノ本質ニ鑑ミ、恩給金庫ノ經營費ハ最少限度ヲ以テスベシ
- 七、恩給法中改正法律案
本法案は第一に恩給金庫法案と關聯し恩給法第十一條第一項に規定せる擔保禁止を恩給金庫に限りて解除すると共に從來の恩給擔保金融に伴ふ弊害を除去する爲め、法規に違反して恩給金庫以外に擔保に供したる場合は恩給の支給を差止むべしとするものである。
- 第二に本改正中最も重要な點は増加恩給、傷病年金及遺族扶助料の増額である。改正の要點は左の如し。
一、増加恩給は成るべく下に厚くする趣旨に依り將官に對しては全く増額せず、佐官以下に對し症狀の輕重に從ひ適當の増額を行ふ。即ち佐官の階級に於ては第三項以上の高症者に對してのみ増額し尉官以下は各項に亘り増額を行ふも第三項以上の高症者に厚からしむ。
- 二、増加恩給を給すべき不具癱疾の程度を特別項の外第一項乃至第七項とし概れ從來の傷病年金第一款程度の症狀を第七項とす。
- 三、傷病年金を給すべき傷病の程度を第一款症乃至第四款症に

分つこと從來と變りなきも、從來の第二款症乃至第四款症程度の症狀を第一款症乃至第三款症に繰上げ且つ其給額を増加し増加恩給受給者との總額の懸隔を少なからしむると共に從來の傷病賜金第一目及第二目程度の症狀を第四款症に繰上げる金額

四、傷病賜金は從來の第三目乃至第六目を其金額を變更せずして第一目乃至第四目に繰上げるの外變更なし。
五、遺族扶助料に就ては從來其比を見ざる程の高率なる増額を行ひ、在來の第七十五條第二項の受給權者死亡後五年間三割加給の制を廢し現在の扶助料年額に對し

(1) 戦死者準戦死者遺族に對しては第五號表に依る率を乗じたる金額
(2) 普通公務死亡者遺族には前號の金額の十分の八に相當する金額
(3) 増加恩給受給者遺族には第一號の金額の十分の六に相當する金額

を給し更に遺族の員數に應ずる加給制度を創設した。
其他大正十二年の恩給法施行前に戰闘又は之に準ずべき公務の爲に傷痍を受け、又は疾病に罹り是が爲に或は増加恩給を受け或は受けずして死亡したる軍人遺族の取扱大正七年以前の北海道森林監守の取扱、滿洲國の治外法權の撤廢其他の事由による恩給法の規定の整理等因る改正を行つたものだが、我黨は審議の結果附則第一條を左の通り修正し附帶決議を付して之を可決した。

修正

第一條 本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第十一條 第二項ノ規定ハ恩給金庫設立後三年間之ヲ適用セズ

附帶決議

昭和十二年七月二十一日勅令第三百六十號ニ依り恩給證書ノ再交付ヲ爲サントスル場合ハ再交付申請人ノミナラズ其ノ關係人ニ付具ニ之カ實情ヲ調査シ萬已ムヲ得ザル者ニ限り之ヲ爲スベシ

八、庶民金庫法案

本法案は我國民中の大部分を占むる庶民階級に對する金融の圓滑を圖り、少額の生産資金や、不時の生計資金の融通を圖り、生活安定に資する目的で、資本金一千萬圓の特種法人で、全額を政府に於て出資し、この出資は國債を以て一時に之を交付し、其の利子で經費の一部を賄はせ、純非營利で剩餘金の配當をしない。主たる事務所を東京に、支所を大阪に、出張所を主要地に置き、又銀行、無盡會社、信用組合等に業務の一部を代理させる。役員は理事長一人、理事三人以上、監事二人以上。外に主務大臣の任命に依り評議員若干名を置くことになつてゐる。
本金庫の貸付資金は「庶民債券」の發行によりて之を調

達せしむることとし、其の發行限度は拂込資本金の十倍とし、預金部其他に於て之を引受ける。庶民債券額面金額現在最高一億圓を限り政府に於て元利の支拂保證をなす。本金庫の業務は割賦又は定期償還による小口信用貸付に重點を置き、尙ほ他の金融機關が本金庫と同様の貸付を行ふ場合該機關に對しその貸付資金を融通し、又はその貸付に付損失補償を行ふこと、本金庫と取引を有するもの、預金を受入れること及び以上の業務に附隨する業務に限定し、専ら庶民金融を圓滑ならしむることに努力させることにしてある。

政府は本金庫の使命に鑑み、庶民金庫監理官を置きて業務を監視せしむる等嚴重なる監督を爲すと共に、租税の減免、補助金の交付をなす等本金庫助成の途を講じてある。我黨は本案審議の結果(第十三條第二項として左の一項)

庶民金庫ヲ監督スル官廳ノ官吏タリシ者ハ其ノ職ヲ退キタル後五年間、庶民金庫ノ理事長、理事及監事トナルコトヲ得ズ、但シ主務大臣ニ於テ特ニ必要アリト認メタルトキハ此ノ限ニ非ズシテ之ヲ挿入シテ、所謂古手官吏の俸給稼き所たるを防止し且つ左記

附帶決議
一、庶民金庫の貸付期限ハ三年以内ニ限定セズ特別ノ事情アル場合ハ之ヲ延長シ得ルコト、ナスベシ

一、政府提出議案 百十件

豫算案 十四件 兩院通過
決算 一件 委員會報告是認
國有財産總計算書 二件 委員會報告是認
承諾を求むる議案 七件 兩院承諾
法律案 八十六件 兩院通過

二、議員提出議案 三百六十七件

法律案 五十一件
上奏案 三件 可決
建議案 二百九十九件
可決 二百二十二件
修正議決 三十八件
委員會にて審議未了十四件
撤回 内譯は併合後の件数を計上せり
可決 六件
議決を要せざるもの 二件
決議案 八件
重要動議 五件 可決
懲罰事犯の件 一件 可決

を附し實際に則せしむることとして之に賛成した。可決。

九、無盡業法中改正法律案

現行無盡業法は昭和六年全面的改正を行つたものであるが、其の後無盡業の發展著しく、現在無盡業社數二百四十七、其の給付契約高十六億圓を越ゆるの盛況となつた。この無盡業の發展に伴ひ、無盡業社の信用の向上を圖り、且つ益々その機能を發揮せしむる爲め、無盡業社の最低資本三萬圓を十萬圓に、拂込金額一萬五千圓を五萬圓に引上げ、合併手續の簡易化を圖り、給付金額度、貸付の總額に對する法定制限を廢し、之に代ふるに擔保又は保證に關する規定を設くる等の改正を行つたものである。尙ほ之等の改正に伴ひ、五箇年の猶豫期間を置く等の経過規定を設けた。可決。

第七章 法律案決議 案その他

今期議會に於て衆議院に提出せられた議案總數は四百七十七件で、此外に受理した請願總數九百四十一件、質問總數二十二件に上つて居る。此内の議案を分類すれば左の通りである。

第一節 法律案

政府提出法律案 茲に政府提出法律案を一括して掲げ其大要を報告することとする。

- (1) 昭和十三年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツルタメ公債發行ニ關スル法律案
- (2) 昭和七年法律第一號中改正法律案(滿洲事件ニ關スル經費支辨ノ爲メ公債發行ニ關スル件)
- (3) 造幣局東京出張所廳舎其他ノ新營費ニ關スル法律案
- (4) 對支文化事業特別會計法ノ特例ニ關スル法律案
- (5) 臨時租稅増徴法中改正法律案
- (6) 所得稅法中改正法律案
- (7) 相續稅法中改正法律案
- (8) 登錄稅法中改正法律案
- (9) 酒造稅法中改正法律案
- (10) 酒精及酒精含有飲料稅法中改正法律案
- (11) 麥酒稅法中改正法律案
- (12) 大正九年法律第十二號中改正法律案(所得稅法ノ施行ニ關スル件)
- (以上十二案は第三章にあり)
- (13) 兵役法中改正法律案 現在青年學校又は是と同等以上と認められた課程を修めたもので歩兵以外の兵科に屬す

るものは在營期間概ね二箇年であるが、歩兵として入營するものは其在營期間を六ヶ月短縮してゐるのを最近の戰闘法に鑑み他兵科と一半に概ね二ヶ年の在營制とし、之れに伴ひ一年歸休、第一補充兵の教育召集免除などに關し改正を加へたもの、可決。

- (14) 電力管理法
- (15) 日本發送電株式會社法案
- (16) 電力管理ニ伴フ社債處理ニ關スル法律案
- (17) 電氣事業法中改正法律案
(以上四案は第四章にあり)
- (18) 國民健康保險法案(第六章にあり)
- (19) 支那事變ニ關スル臨時軍事費ノ財源ニ充ツル爲特別會計ヨリ爲ス繰入金ニ關スル法律案
- (20) 朝鮮事業公債法中改正法律案
- (21) 軍ノ需要充足ノ爲ノ會計法ノ特例ニ關スル法律案
(以上三案は第三章にあり)
- (22) 農地調整法案(第四章にあり)
- (23) 裁判所の設立に關する法律案 樺太知取町に區裁判所を設置するための法律
- (24) 大正二年法律第九號中改正法律案(裁判所管轄區域に關する件) 前項の裁判所設置に依る管轄の變更
- (25) 特許法中改正法律案

- (26) 商標法中改正法律案
- (27) 不正競争防止法中改正法律案
右三件は何れも昭和九年六月「ロンドン」に於て工業所有權保護同盟條約の改正ありたるに鑑み各關係法條を改正したるもの。
- (28) 辨理士法中改正法律案 辨理士の資格を高め其業務範圍を明確にするための改正
- (29) 恩給金庫法案
- (30) 庶民金庫法案
- (31) 無盡業法中改正法律案
- (32) 恩給法中改正法律案
(以上四案は第六章にあり)
- (33) 重要礦物増産法案
- (34) 日本産金振興株式會社法案
(以上二案は第四章にあり)
- (35) 支那事變特別稅法案
- (36) 臨時利得稅法中改正法律案
- (37) 臨時租稅措置法案
- (38) 日滿國稅徵收事務共助法案
(以上四案は第三章にあり)
- (39) 商法中改正法律案 本案は現行商法中總則及會社の二編に對して殆ど全般的に改正を企てた者で會社編中殊に株式會社に關する部分の改正が其重點をなして居る。

改正要點を列擧すれば、左の通りである。

- (一) 總則編(1) 商號に關する規定の補充、(2) 營業讓渡の場合の權利關係、殊に營業讓受人の責任に付き新規定を設けたる事
- (二) 會社編 (1) 會社は本店の所在地に於て設立の登記を爲すに依り成立するものとなしたる點、(2) 會社の繼續を廣く認めたる點、(3) 會社の合併無効の訴の制度の創設、(4) 會社の設立無効の訴に關する規定の改正、(5) 罰則に付き全般的改正を加へたる點、(6) 合名會社及び合資會社に關しては社員の責任を明確にしたる點、(7) 株式會社に關しては定款は公證人の認證を受く可きものとなしたる點、(8) 現物出資と同視す可き所謂財産引受及事後設立に付き規定を新設せる點、(9) 募集設立の場合に於ても一定の事項に付き裁判所の選任したる検査役の検査を受く可きものとしたる點、(10) 所謂預合に關し禁止規定を設けたる點、(11) 記名株式につき裏書讓渡の制度を設けたる點、(12) 優先株、後配株等種類を異にする株式の發行を認め且會社設立の場合に於ても之を發行し得るものとしたる點、(13) 株主總會の決議取消の訴に關する規定を改め且決議無効の確證の訴に關し規定を新設したる點、(14) 株主總會の特別決議を必要とする事項を明確にしたる點、(15) 取締役又は監査役は定款に別段の定めなき限り株主中より選任する事を要せざる點、(16) 少数株主權の行使に關する制限を加へたる點、(17) 社債に關する規定の補修、社債權者集會制度新設、(18) 資本増加に關する規定の改正、(19) 各種株式の相互の轉換を認むると共に株式に轉換し得る社債の發行を認めたる點、(20) 資本の増加又減少の無効の訴に關して

規定の新設、(21) 會社の整理の制度の新設(22) 合併に關する規定の補修(23) 特別清算制度の新設、
(40) 商法中改正法律施行法案 新舊商法の調和の爲め及施行上必要な事項を規定したるもの。

- (41) 有限會社法案 此法案は從來の我商法上の四種類の會社の外に英獨佛等に發達せる有限會社を認めんとする立法で、一言で云へば「氣心の知れた者同志で組織する株式會社に似た組織」である。要點を列擧すれば
 - (一) 有限會社社員の責任は其出資の金額を限度とする。
 - (二) 社員の數の最大限度は原則として五十人たる事。
 - (三) 資本の最少限度を一萬圓とせる事
 - (四) 社員の持分は出資口數に分割し一口の金額百圓以上たる事
 - (五) 持分を社員以外の者に讓渡するには社員總會の特別決議を要する事
 - (六) 設立の際全額拂込を必要とし拂込未済の分に付ては成立當時の取締役監査役及社員が連帶して拂込の責に任ずること
 - (七) 監査役を置くや否やは定款の定むる所に依る事
 - (八) 社員總會に付書面に依る決議を認めたる事
 - (九) 貸借對照表の公告を強制せざる事
- (42) 日滿司法事務共助法案 滿洲國に於ける治外法權が撤廢せられたので我國と滿洲國との間に司法事務の共助を必要として提案されたもの本案には左の附帶決議が附せられた。

附帶決議

一、勾引狀執行ノ共助ヲ受ケタルトキハ刑事訴訟法人權尊重ノ精神ニ則リ本法第三條ヲ活用シ其ノ實ヲ舉ゲベシ
二、前項ノ趣旨ヲ體シ速ニ明治四十四年法律第五十二號司法事務共助法並ニ本法ノ改正ヲ爲スベシ

(43) 社會事業法案

(44) 商店法案

(以上二案は第六章にあり)

(45) 石油資源開發法案 (第四章にあり)

(46) 樺太地方鐵道補助法中改正法律案 (第五章にあり)

(47) 昭和十二年法律第九十二號中改正法律案 (輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件)

(以上二案は第三章にあり)

(48) 國家總動員法案 (第六章にあり)

(49) 民法中改正法律案 法人に關する登記の期間の延長、相手方不明の場合の意思表示の方法の新設、確定の權利に關する短期時効の規定の整備

(50) 民事訴訟法中改正法律案 訴訟の遲滯を避くるため申立を俟たずして公示送達をなし得る途を拓きたること、訴の取下手續を簡易化する事、競賣の成果を確保せること、不動産假差押執行につき管轄裁判所を明にすること等の改正

(51) 外國裁判所の囑託に因る共助法中改正法律案 共助法の規定に異る條約等ある場合は之に依ると云ふ改正

(52) 簡易生命保險法中改正法律案 現行簡易保險の保險金最高制限四百五十圓を七百圓に引上げんとするもの。

(68) 關稅定率法中改正法律案

(以上二案は第三章にあり)

(69) 飼料配給統制法案

(70) 工作機械製造事業法案

(71) 航空機製造事業法案

(72) 市街地建築物法中改正法律案

(73) 有價證券業取締法案

(以上五案は第四章にあり)

(74) 兵役の義務なかりし者等にして支那事變に於て陸軍部隊に編入せられたるものの身分取扱に關する法律案
斯かる人々は其編入せられたる間各々勤務したる兵種區分に從ひ其の兵役に服せしめられたる者として取扱ふと云ふ法律

(75) 擔保附社債信託法中改正法律案 株式を擔保とする社債の發行を容認する改正

(76) 有價證券引受業法案

(77) 硫酸アンモニア増産及配給統制法案

(78) 臨時農村負債處理法案

(以上三案は第四章にあり)

(79) 入營者職業保障法中改正法律案 (第六章にあり)

(80) 印刷局据置運轉資本補足ニ關スル法律案

(81) 昭和九年法律第七號中改正法律案 (滿洲事件ニ關スル一時賜金トシテ交付スル公債發行ニ關スル件)

(53) 不動産融資及損失補償法中改正法律案 (第三章にあり)

(54) 産業組合中央金庫法中改正法律案

(55) 漁業法中改正法律案

(56) 産業組合中央金庫特別融通及損失補償法中改正法律案

(57) 産業組合自治監査法案

(以上四案は第四章にあり)

(58) 東洋拓殖株式會社法中改正法律案 (第五章にあり)

(59) 職業紹介法中改正法律案 (第六章にあり)

(60) 商業組合法中改正法律案 (第四章にあり)

(61) 昭和十二年法律第八十四號中改正法律案 (支那事變ニ關スル臨時軍事費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件)

(62) 關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳ノ各特別會計ニ於ケル租稅收入ノ一部ニ相當スル金額等ヲ臨時軍事費特別會計ニ繰入ルルコトニ關スル法律案

(63) 昭和十三年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債追加發行ニ關スル法律案

(以上三案は第三章にあり)

(64) 陸上交通事業調整法案 (第四章にあり)

(65) 本邦内ニ於テ募集シタル外國債ノ待遇ニ關スル法律案 (第三章にあり)

(66) 農業保險法案 (第四章にあり)

(67) 臨時通貨法案

(以上二案は第三章にあり)

(82) 北支那開發株式會社法案

(83) 中支那振興株式會社法案

(以上二案は第五章にあり)

(84) 兌換銀行券ノ保證發行限度ノ臨時擴張ニ關スル法律案

(85) 昭和十三年法律第六號中改正法律案 (昭和十三年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル件)

(以上二案は第三章にあり)

(86) 昭和十一年勅令第二十一號廢止法律案 (東京陸軍々法會議に關する件) 所謂二、二六事件に關する被告事件は總て其處理を完了したため東京陸軍々法會議を廢止する法律

議員提出法律案 一、には兩院を通過せる者のみを報告する事とする。

(1) 支那事變に際し召集中の者の選舉權及被選舉權等に關する法律案

此案は各派から大體同一趣旨の提案があつたので是を併合修正して可決したのである。

要旨は支那事變に召集中なるため選舉人名簿に登録せられざる者及び爲めに議員の職を失ひたる者に召集解除の場合に其選舉權の行使を得せしめ又は其職務に服せしむると云ふ臨時立法法である。

第二節 決議案

本議會にて可決せられた決議案は左の六件である。
 一、陸海軍に對する感謝決議 支那事變勃發以來、我が皇軍の活躍は、全國民の擧げて感激感謝措く能はざる所である。依つて衆議院は十二月廿八日の本會議に於て、陸海軍に對する感謝決議案を満場一致可決し皇軍に對する深甚なる感謝の意志を表明した。

決議

帝國陸海軍將兵諸士ハ今次支那事變發生以來陸海空協力シテ北ニ南ニ神速進撃連リニ勁敵ヲ劇討シ遂ニ敵ノ首都南京ヲ攻略シ赫々タル武功ヲ樹テ國威ヲ中外ニ顯揚ス是レ素ヨリ御稜威ノ然ラシムル所ナリト雖諸士ノ忠勇ト勳功トハ國民ノ齊シク感激措カサル所ナリ
 今ヤ戦局ノ擴大ニ伴ヒ諸士ノ任務愈々重キヲ加フ時邪寒ニ際シ其ノ勞苦更ニ大ナルモノアルヘシ衆議院ハ茲ニ院議ヲ以テ諸士ノ勇健ヲ祈リ感謝ノ至誠ヲ表ス
 右決議ス

二、戦死者に對する敬弔の決議 衆議院は同日、今次事變に於ける名譽ある戦死者に對して左の如く敬弔の決議をなした。

決議

衆議院ハ今次支那事變ニ於ケル名譽アル戦死者ノ英靈ニ對シ敬弔ノ意ヲ表ス
 右決議ス

三、檢察權行使に關する決議案 帝人事件、横濱の縣市疑獄事件、集團放火事件等、近時檢察權の濫用、人權蹂躪の事實漸發シ檢察機關の運用に關して國民の信賴にそむき疑惑を懷かしむる處、甚だ渺しとしな。茲に於て衆議院は左の決議案を提出し満場一致之を可決した。

決議

檢察權行使ニ當リ非違ノ處置渺カラズ、近時屢々無辜ノ良民ヲ斷罪ノ對象トナスコトアルハ憲政ノ根事聖代ノ一大不祥事ニシテ吾人ノ頗ル遺憾トスル所ナリ。政府ハ速カニ反省シテ此ノ宿弊ヲ一掃シ其責任ヲ明ニスルト共ニ根本的ニ檢察制度ノ革新ヲ斷行スベシ。右決議ス。
 本提案理由の説明中に此決議案を以て最も嚴肅なる意味に於て特に帝人事件の責任者に對する適當の處分を求むる旨を強調した。之に對して鹽野司法大臣は左の趣旨を述べ政府の意思を表明した。
 「決議案の御趣旨に付ては篤と拜聴致しました。近時檢察權の運用に付きまして兎角の非難が有ります事は洵に遺憾に存する次第で有ります。(云々)。今後に於きまして

は絶対に斯ることのないやうに誠意を以て努力する考でございます」

四、石油資源開發に關する決議 我國に於る石油の產出量は僅に需要量の一割餘にして爾餘九割は外國よりの輸入に仰ぎつゝあり而も國內需要は年々増加を示しつゝあり

石油供給の狀況

現在一ヶ年需要量	四七五萬噸	現在國內產油量	六萬噸
五年後ノ需要増加量	二五五萬噸	五年後ノ人造石油量	一五五萬噸
合計	七三〇萬噸	合計	二一〇萬噸

即ち政府の計畫通り人造石油の増産を見せしむるも尙五ヶ年後に於ては毎年四百七十七萬噸の供給不足を生ずること明瞭なり、然るに今期議會に提出せられたる國內油田武堀獎勵費は僅々百七十萬圓に過ぎず之を以て國內油田の開發をなすが如き姑息なる方法を以てしては重要な燃料問題を解決する事困難なり、然かも我國に於て石油増産は必ずしも不可能にあらず、探礦の勞を吝まず卓抜なる技術を以て臨めば五十億坪の含油地帯を有する我國産油の將來期して俟つべきものがある。茲に於て衆議院は石油資源開發決議案を提出し政府に於て速に天然石油資源の開發に對し根本方策を樹立せん事を要望した次第である。(決議文省略)

五、航空擴充に關する決議 事變並びに國際情勢の急

迫に鑑み、軍用並びに民間航空の振興擴充の急務なるを認めこの決議をなせり。(決議文省略)

六、武道振興に關する決議 時局に鑑み、廢國の精神に顧みて益々忠勇義烈の精神を涵養するため、武道の振興が刻下の喫緊事なるを認めこの決議をした。(決議文省略)

第三節 上奏案その他

一、勅語奉答文 今次、事變下の開院式に際して賜りたる優渥なる 聖勅に對し、衆議院は感激恐懼措く所を知らず十二月二十六日、開院式後本會議を開き、總員起立表敬裡に左の勅語奉答文を可決した。

奉答文

恭シク惟ルニ 車駕親臨シテ茲ニ第七十三回帝國議會開院ノ盛式ヲ舉ケサセラレ優渥ナル 勅語ヲ賜フ臣等感激ノ至ニ勝ヘス今ヤ
 皇師連戰勝ヲ奏シテ士氣外ニ張り民心内ニ振フ然レトモ戦局未タ收ラサルヲ以テ
 寂慮ヲ將來ニ垂レサセタマフ臣等謹ミテ聖旨ヲ奉體シ慎重審議協贊ノ任ヲ竭シ上
 陛下ノ隆恩ニ應ヘ奉リ下國民ノ委託ニ酬イムコトヲ期ス
 衆議院議長臣小山松壽誠恐惶謹テ奏ス

二、皇軍大捷感謝上奏文 衆議院は同日引續き南京攻略を

機とし、左の皇軍大捷感謝上奏文を決議した。

決議 (南京攻略賀表)

衆議院議長 臣小山松壽誠恐誠惶謹言... 陛下 稜威ノ然ラシムル所感激ノ至ニ勝ヘス唯夫レ...

○緊急質問(いはゆる兩政黨本部占據事件)

二月十七日午後、防共護國團員と稱する約二百五十名の徒黨が民政黨本部の周圍を包圍し...

議士の自宅を歴訪し、獨斷的な政黨消論に賛成を強要し居たるのみならず、市内四ヶ所に屯所を設けて屯し...

○懲罰事犯の件

三月十六日衆議院本會議の國家總動員法案討論に於て社會大衆黨員西尾末廣君は其の發言中不穩當の言辭あり...

の責任を問ふ意味の緊急質問を爲した。同事件は議會開會中に於て議員の身邊に或る種の脅威を...

之に對し末次内相はその答辯に於て本件發生に至るまで及び本件發生後の處置等に關する責任に關しては何等責任...

議會開會中の帝都の中央に於て如斯事端の發生したる事は衷心遺憾に堪えない、今後は獨り内務大臣の責任...

御聖旨に副ひ奉るかの如き言辭を弄し「スターリンの如く」大膽卒直に進むべしと首相に對し要望したるは...

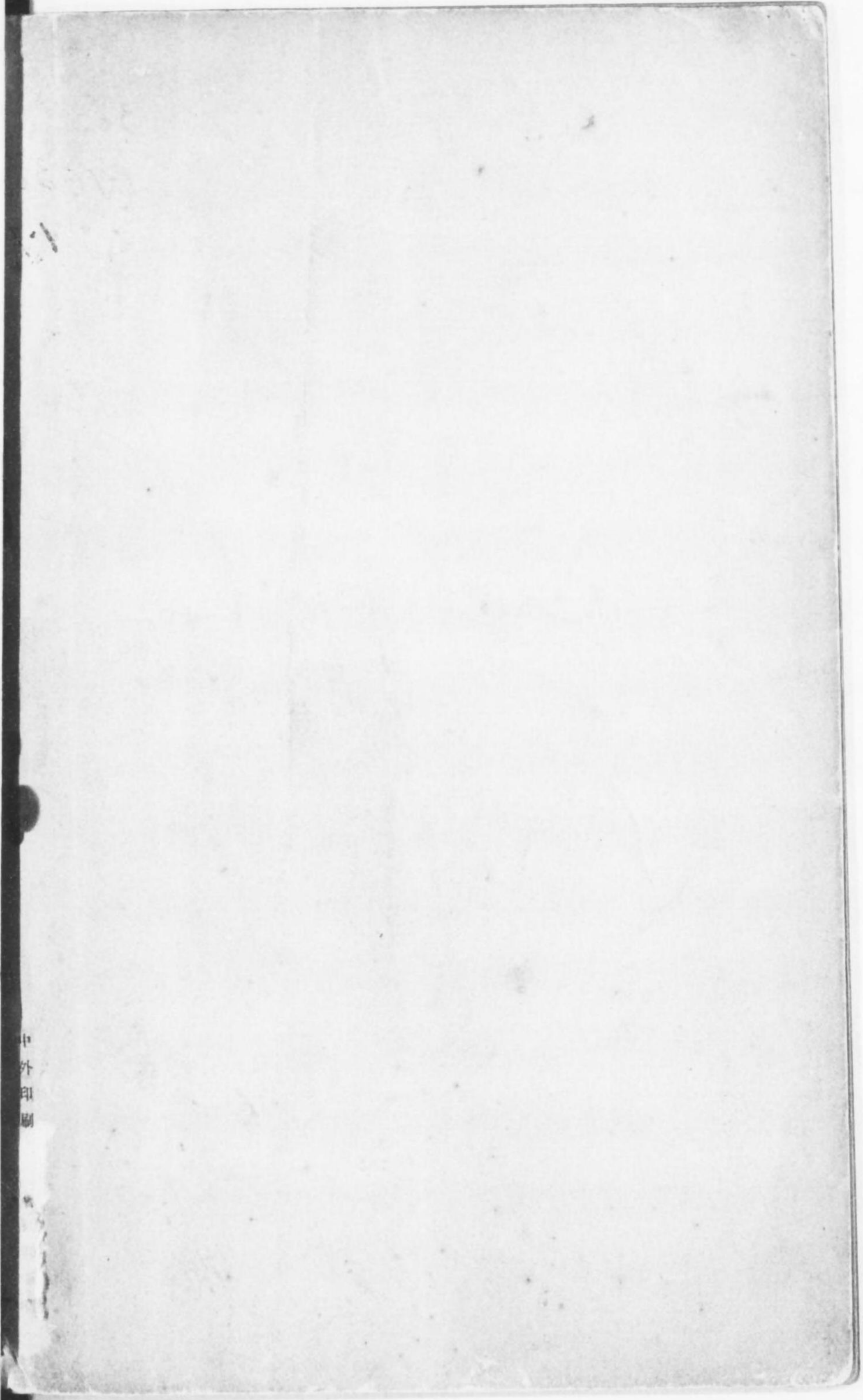
第八章 結論

第七十三回帝國議會は實に後代我政治史上に特筆大書さるべき議會であつた。即ち十四件八十億圓に上る未曾有の...

發行年月日
發行所
印刷所
著者
兼著者

昭和十三年七月六日
公安郡福島町本町一、二三
東京中外印刷株式會社
增 永 元 也
東京市渋谷區代々木山谷町三番

終



中
外
印
刷